

平成 3 0 年

建設委員会会議録

と き 平成30年8月27日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年8月27日（月） 午後1時00分～午後4時35分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長
森住宅課長 高梨木密整備推進課長
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長
長尾建築課長 小林環境課長
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長
兼危機管理担当部長
古郡交通安全担当課長 多並道路課長
兼用地担当課長
溝口公園課長 持田河川下水道課長
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 平成30年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集について

○たけうち委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)平成30年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○森住宅課長

私からは、平成30年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集について、報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

募集内容ですが、9月に実施いたします区民住宅の空き室に関する入居予定者登録募集となります。対象となる区民住宅は、ファミリーユ下神明、ファミリーユ西五反田西館および東館となります。申込用紙の配布期間は、9月14日金曜日から9月21日金曜日まで。配布場所は住宅課を初め資料に記載しております各施設です。申込書の受け付けは郵便で9月27日木曜日までに届いたものが対象となります。抽選番号は10月4日木曜日ごろまでに申込者宛に発送予定です。抽選日は10月18日木曜日を予定しております。抽選結果の通知は10月30日火曜日ごろまでに申込者宛に発送予定となっております。広報ですが、9月11日号の広報しながわ、区のホームページへの掲載を予定しております。最後に、募集の冊子につきましては、募集開始日の9月14日金曜日に区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付させていただきます。予定です。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

ファミリーユ西五反田の西館が今年の12月で、ファミリーユ西五反田東館が来年3月に家賃補助が切れるということなのですが、既に下神明のほうは2月で家賃補助がなくなっているわけなのですが、ここ3年間の区民住宅の全体の入居者数というのは大体26戸、20戸、17戸と推移してきたと事務事業概要にも書いてあるのですが、今回の募集でおおむね何戸ぐらいの空きになる予定なのでしょうか。家賃補助が今回下神明のほうで切れてしまったことで転居を決断したというか、そうなった世帯というのも何世帯ぐらいあるか教えてください。

○森住宅課長

3棟の空き室の状況でございますが、7月末時点ですと31戸となっております。それから、下神明で助成が終了したことに伴って、それが全ての理由ということではないかもしれませんが、130戸のうち4世帯が退去されているという状況でございます。

○安藤委員

この3棟の区民住宅だけで今回31戸の空き室募集になるということなので、先ほどちょっと数字を紹介したように、ほかの区民住宅、建設型以外のもも合わせての年間の戸数よりもちょっと今年が多いという感じになっていると思うんです。やはり少なからず、4世帯という話もありましたけれども、今回の家賃補助がなくなったというのがやはり影響しているなということかなと思いました。

今回、募集ということなのですが、先日も私も区民の方から相談いただいたのですが、やはり重い教育費や税金や社会保険料などの負担もありますし、非正規雇用の増加とか雇用破壊による可処分所得の減少など、ファミリー層などにとって住宅費負担というのはすごく大きいのしかかかっていまして、やはりこれは支援する必要があるのではないかと思います。

改めて、今回募集にあわせてというのは難しいかもしれないのですが、あらたな家賃補助制度というのをやはり区独自で考えていかななくてはいけないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○森住宅課長

助成の終了に伴いまして、住み替えの支援というのも新たに進めております。これにつきまして、民間の住宅も含め、それから区内にありますほかのファミリーユへの転居を含む住宅の住み替えというのを進めているところでございます。助成につきましては15年間ということで事前にお知らせをし、この2年の間に十分お知らせしていった住まわれている方も納得されていると考えております。助成を続けてほしいというお声については私どものほうまで入っているということではございませんで、このまま助成につきましてはスケジュールどおり進めていきたいと考えております。

○安藤委員

今区民住宅のあり方についても検討中ということで伺っていますけれども、先ほど述べたような都心部、特に品川の高い家賃のもとで大変な思いをされている方もたくさんいらっしゃいます。今ファミリー層の定着ということでも課題がありますので、今回今までの家賃補助制度というのは順次切れていってしまうわけですが、ぜひ新たな制度というのを検討していただきたいなと思います。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(2) 品川区水辺千本桜寄附金の募集について

○たけうち委員長

次に、(2)品川区水辺千本桜寄附金の募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並道路課長

私からは、品川区水辺千本桜寄附金の募集について、お手元のA4の資料に基づき、ご報告いたします。

まずは、1の目的です。品川区では、区内の水辺空間の魅力アップとにぎわい創出の資産となる桜を充実させるため、現在区内の水辺に植わっている約750本の桜を2020年までに1,000本にしていく「品川区水辺千本桜計画」の策定作業を今年度取り組んでおります。この計画の推進に当たっては、区民を初めとした皆様と協働により進めていくことを基本としており、今年度から先行して目黒川

に桜を植樹する予定であることから、今回ふるさと納税と連携を図り寄附金を募集することとしたものであります。

次に、2の概要です。寄附はふるさと納税として募集いたします。寄附金額としては5万円と3万円の2つのコースを設定いたしました。5万円以上寄附していただいた方には、ご希望のメッセージ等を記載した桜の記念プレートを現地に取りつける予定です。3万円以上寄附していただいた方には、資料中段下に記載した写真のような桜の亚克力キューブを選択いただけるようにいたします。亚克力キューブに使用する桜の花は、平成31年の春に品川区内の水辺に咲く実際の桜の花を使用することから、発送は平成31年6月以降となる予定です。周知については、9月1日号の広報しながわおよび区ホームページ、しなメール、ツイッターで行う予定です。

最後ですが、3のスケジュールです。平成30年9月1日に寄附募集を開始いたします。11月から平成31年2月ごろまでの期間で先行して植樹する桜を目黒川下流に37本植えていく計画です。これに合わせて、記念プレートを取りつけるための看板を同じく目黒川下流付近に設置する予定です。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

今回のこの寄附、ふるさと納税ということなのですが、お休み石などで寄附事業もあるのですが、そういった寄附事業としてではなく、ふるさと納税にしたということの理由が何かあれば、伺いたいと思います。

○多並道路課長

この制度を設計する際は、今委員のお話があったようなお休み石の制度も参考にしながら考えました。その際に、やはり寄附を頂いた方に、より税の控除等の仕組みがわかりやすい形でできるということがわかるような形にしたいということと、あとはもう一つの亚克力キューブという形で返礼品という形で設定させていただいて、よりいろいろ多くのふるさとチョイスという全国的にいろいろな方に見ただけのようなホームページにも記載できるということで、広くこの品川区で桜について充実させる計画があるということを知っていただいて、応援いただければということで、そういう意味も含めてふるさと納税という形で税務課と連携を図っているものでございます。

○安藤委員

このプレートというのと亚克力キューブという返礼品なのですが、ふるさと納税に関しては過剰な返礼品競争になるのはやはりよくないなと思っていて、ちょっと細かいことなのですが、プレートと亚克力キューブの原価は大体幾らなのですか。大体それ自体幾らぐらいなのかというのを聞きたいのと、あと、これまでふるさと納税というのは品川区も加熱する返礼品競争にはくみないと。区長会の緊急声明にもありますように、ふるさと納税も含め税源偏在是正措置に対して反対するとともに制度の改正を求めていきたいという態度を表明されてはいたしましたが、今回別に返礼品って高価なものでもないとは思いますが、今回の募集というのはこれまでのこうした態度表明との整合性というのはとれているのかどうかだけ伺いたいと思います。

○多並道路課長

まず、原価ですが、プレートは1個数千円とか、それぐらいのものなのですが、今回全体の、看板設置工事などの中で一緒に作成する関係で、現在のところはそこを最終的には素材も含めて調整している

ところ。アクリルキューブについては、単価が約7,000円ということで確認しております。

この返礼品の考え方は、基本がやはり品川区の桜を充実させることについて同意いただける方にご寄附いただきたいというのが大きな趣旨で、ただ、それだけでなくやはり知っていただいたときに、一つ例えば品川区の水辺の桜をこういうアクリルキューブとして保存できるように今新しいものがあるもので、そういうので魅力をいろいろな方に広めていただけるようになるのではないかと、あと、現地にもそういうプレートを設置することをご協力いただいているということを示す観点があって、どちらかというより広めていただける、今後広めていくような観点でこのような形で進めているものというところでございます。

○あくつ委員

これはふるさと納税ということなので所管が税務課になると思うのですが、こういう形でいわゆる目的を定めてふるさと納税をやったことというのがあったのか、それともこれは目的を定めずふるさと納税として一般的に集めて、いわゆる今もあるような形で、しながわ水族館のチケットとかそういうものの返礼品という形で行うのか。ややこしいことを言いましたけれども、この寄附したものの用途は千本桜にしか使わないということになっているのか。その点も教えてください。

○多並道路課長

今回につきましては、一般の寄附ではなくて指定寄附という形で、これに似た形でありましたのが地域振興の関係で今地域振興部のほうで設定されているふるさと納税があるかと思っておりますけれども、それに新たに横に千本桜というのが新しく用途、目的を定めたふるさと納税という形で加わると。そのような観点でつめています。

○あくつ委員

これもまた所管を飛び超えてしまって申しわけないのですが、そういう形での指定というのは……。先ほどのと、これもあれですね、お休み石ということも。わかりました。

それと、アクリルキューブなのですけれども、私もちょっとここに来る前にアクリルキューブってどういうものかと調べてみて、あれですか、桜の木にアクリルを流し込んで固めるのですか。よく景品とかでそういうのがありますけれども。大きさ的にはどのぐらいのものなのか、原価は7,000円と先ほどありましたけれども、その大きさ。それと、桜を採取してということがあったのですけれども、これは多分区民の方も気になる部分だと思うのですが、桜に対しての影響はないのかどうか。お願いします。

○多並道路課長

まず、アクリルキューブの大きさですけれども、今予定していますのは7センチ掛ける7センチ掛ける厚さが4.5センチという、キューブというか四角ですね、四角の少し前から見てここの、資料にあるようなものになります。

あと、今委員のご指摘があったように実際の生の桜をアクリルで充填させて、特殊な保存の仕方らしいのですが、それで固めることでずっと花が咲いている状態で保存できるという、標本でよく使う手法だそうです。なかなかめったにない特殊な技法らしいのですが、そういう形で今回やらせていただくものです。

あと、確かに桜の枝を実際には切って使うことになるので、つくる過程でのことなのですが、つぼみの段階でまずは採取するそうです。それで、専門のところでじっくり咲かせながら製作していくと。そういうことにもなるのですが、なるべく個数とかも含めながら、今後寄附いただく状況を見ながら進め

ていくところではあるのですけれども、いろいろ区民の皆さんに配慮しながら進めていきたいとは思っているところです。

○西本委員

まず、このふるさと納税の仕組み、今5万円と3万円があるのですけれども、どういう振り分けなのか。例えば、プレート、さっき数千円とか言っていました、それと5万円なら5万円がどういう分配になるのか。そこは別建てになっていくのか、やはりそういう考え方で、もちろんマイナスになってはいけないと思うのですけれども、そこはどのような形の計算の中でこの数字が出てきたのかなということ。それと、普通ふるさと納税、過剰な返礼品ということで本当に問題になっているし私も問題だなと思っているのです。だから、別の意味での啓発の方法が必要だなというのはあると思うのです。ただ、今回のこれは一つの方向になると思うのですが、非常にこれは難しいなと思うのです。通常、今の一般的に言うふるさと納税の認識で言うと、自分のためのものという感じです。お肉が食べられるとか。このキューブなんかはいただくものですから感覚がちょっと違うのではないかと。それを、私はいいことだと思っているのですよ、品川区のためにということであるのでいいというか、きっかけをつくるときにやはり認識が違うところでいきなりこういう方法を使ったとしても、なかなか認識を変えるというのは難しいかなという感じはあります。なので、品川区の目黒川沿いの桜って有名ですよ。そのこんなすばらしい桜の中の1本はあなたの1本よみたいな形まで高めていかないと、多分認識は変わっていかないのではないかと思います。その辺の仕組みですね、きっかけというか。それはいかがですか。

○多並道路課長

まず、先ほどの金額の5万円と3万円を分けるのかという話ですけれども、基本的には両方のコースというか、この2ついずれのコースでいただいた場合でも、納税いただくふるさと納税としての歳入については合わせて合算で、今回の千本桜の計画に使わせていただくということにしております。

あと、返礼品等の目的の話ですが、今の委員お話のとおりで、ふるさとチョイスというホームページを見てみると、いろいろな自治体で今おっしゃったような形で流れが変わってきている部分がありまして、私も見たのですが、返礼品が並んでいるところだけではなくて、目的別というところを押しただくと、こういうのに使うのでご協力いただきたいということで、いろいろそういうのが今並んでいます。その一つに品川区でも桜の充実に使いたいのでご賛同いただきたい。そういう観点で、ただそれも過度なものではなくて、より象徴的なものを返礼品という形でお渡しすることで、よりほかの方に伝播できるような形にできないかと期待して進めているものです。

○西本委員

これ、考え方によっては桜の木が自分の木になるということになるので、非常に仕掛けによってはすぐ品川区に対する愛着というか、これ、自分のだよという形になると思うのです。なので、非常に宣伝というか寄附を募集するときの仕掛けというのはいろいろできそうな感じがするのです。だから、いろいろ考えられているとは思いますが、ただ単に募集だけではなくて、あなたのものよという、この桜並木というのはあなたの寄附でできているのよみたいなふうなところまで宣伝していいのではないかと思います。そうしないと、多分募集が37本とありますけれども少なくとも、結局はいろいろな方のご協力のおかげですみたくない状況になってはありきたりだと思うので、そういう仕掛けを考えていただきたいということと、それからプレートのイメージの中に名前が書いてあるのですけれども、これは要らない人もいるのではないかと思います。だから、これはもうちょっと5万円以上の場合には

何か寄附、自分のものだと思うから名前を出したいという人もいると思うし、そうではない人もいるし、もう少し幅を広くした方がいいのかなんて感じもしますが、いかがでしょうか。

○多並道路課長

まず、打ち出し方ということで、これは今プレスも含めて検討しております。ただ、出し方は基本的には1本1本があなたのものというよりは、どちらかという増やしていく計画、これから1,000本にしていく計画と一緒にやっていきたいと思いますというような打ち出し方で行きたいと思って今進めております。

あと、プレートイメージなのですが、これはお休み石のものをちょっとイメージしたのですが、あちらも名前が出て、あえて結婚何周年で夫婦で書きたいという方もいらっしゃる嫌だという方もいて、あとは団体さんで書かれないという方もいらっしゃると思いますので、そこは柔軟に対応させていただきたいなと思っています。

○大沢委員

ちょっと簡単に。これ、桜の木、私のものよと今課長からお話が出たのですけれども。

〔「課長ではない」「私」と呼ぶ者あり〕

○大沢委員

あ、すみません。私がお金を出してこれを購入する、お休み石というのはそうですね。今回の場合はふるさと納税という制度の対価としてくるわけですけれども。こういった場合、桜の木が区有財産になってくるのですか、私の財産、どちらなのですか。

○多並道路課長

今のお話で言えば区有財産です、答えは。そういう関係があるので、一人一人のものではなくて、区が植えていく計画に対してご賛同いただきたいという趣旨の寄附の募り方です。

○大沢委員

そのところは説明方今後十分にされると思うのですけれども、一応お金を出す以上、仮にこのふるさと納税という制度にのっとってやったら、私がお金を出したのだから私の木よという、出した方はイメージが強いと思うので、これはへ理屈っぽくなってしまいますけれども、仮に桜の木が腐ってきたり傷んできたりして伐採するときというのはやはり買った方の許可をもらうのですか、もらわなくていいのですか。

○多並道路課長

1本1本がこの方のもの、いわゆるこれから増やすのは約250本なのですが、250本がその一部の寄附でいただいていることになるので、全体でということですので、ただ、維持管理については恐らく長い年月があれば今委員のお話になったようなことが起こると思いますけれども、その際も基本的にはそういう維持管理は我々のほうでやらせていただくという観点で認識していますので、それがより伝わるような形では今後アナウンスしていきたいと思っております。

○大沢委員

では、1本1本ということですが、全体としての3万円なり5万円という位置づけでいいわけですね。

○多並道路課長

委員のご指摘のとおりです。

○大沢委員

ありがとうございました。

○横山委員

今、1本1本にプレートを取りつけるということではなくて、全体の250本に対しての計画に対して賛同いただけるということでプレートを取りつけるということの理解かなと思うのですが、期限というのは設けられているのでしょうか。2020年までに250本増やしていくという計画ということなのですが、このプレートに対しては耐久性ですとかいつまでというところというのは何か持たれておりますでしょうか。

○多並道路課長

説明が足りなくてすみませんでした。

プレートを取りつけるための看板を、大体大きさが幅が1.8メートルぐらいで高さが1.2メートルぐらいになるような看板を、今回桜を植える目黒川の下流のところに1基つける予定です。その中に今回のプレートが約30個ぐらいは設置できるような看板を設置する予定です。ということなので、この近辺に今回増やしていく桜にご寄附いただいた方は、集まった1カ所の看板のところにプレートをはめさせていただくということをやらせていただきますので、その1本1本の木に取りつけるという形ではないということで、説明が足りませんすみませんでした。

○松永副委員長

ご説明ありがとうございます。私からは、まず、記念プレートのところで、もし企業さんとかが寄附された場合、肩書とかを入れても大丈夫なのか。プレートの大きさをちょっと知りたいと思うのですが、先ほど看板が1.8掛ける1.2ということなのですが、町会・自治会の掲示板ぐらいの大きさをイメージしてよしいのか、その確認です。

もう一つは、5万円以上のところで、これってキューブも一緒にいただけるのかどうかという確認と、あとは看板設置場所は下流付近というのですが、もしかして健康センターのあたりなのかなというイメージなのですが、どの辺なのかお聞かせください。もしできれば、私は人目がつくところがいいのではないかと。例えば、五反田のあたりとかでもいいのではないかと。思うのですが、いかがでしょうか。

○多並道路課長

まず、プレートの件ですが、大きさが横が20センチで縦が8センチのものを考えております。お名前も、寄附をいただいた方にどのような形で書いていただくかというのもご相談しながら現地の取り付けについては、プレートに書かれる内容については、そういう形で調整させていただくつもりです。今の委員のご指摘のような形はよく寄附された方とお話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

あと、5万円を寄附していただいた場合ということですが、5万円か3万円かをまず選んでいただくこととなりますので、両方ということは同時はないということとなります。

あと、看板ですけれども、今どちらかというと充実している桜の箇所ではなく、より下流の方が少し桜が植えられるのだけれども今までなかったところを充実させたいという趣旨で、何とか探して37本分あったというのはそういう趣旨でもありますので、ただ人目が、今のご指摘あったような観点も考えまして、旧東海道のあたり、品川橋のあたりの付近で今設置しようと考えております。今委員のご指摘があったような、今回やったことのPRも含めてできるような形でやっていきたいと思っております。

○松永副委員長

私、先ほど5万円と言ったのは、3万円以上だとこのアクリルキューブというのはいただけと思うのですが、5万円だとこのアクリルキューブというのはいただけないということでしょうか。

○多並道路課長

5万円の方でもこのアクリルキューブのほうをご希望であれば3万円以上ですので選択は可能ということですか。

○松永副委員長

ありがとうございます。

○たけうち委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(3) 東品川海上公園の拡張について

○たけうち委員長

次に、(3)東品川海上公園の拡張についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(3)東品川海上公園の拡張について、A4判両面刷りの資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず、東品川海上公園は、平成8年4月に、目黒川が天王洲南運河にそそぐ河口部に位置した親水性のある公園として開園したものでございます。また、災害時には広域避難場所としての重要な役割を担っている公園でございます。

この度、親水性の向上および東側道路からのアクセス機能の強化を図ることを目的に、地図に赤線で囲われた拡張部と記載させていただいた箇所を、既存の都市計画公園であります天王洲公園区域に新たに加えるための都市計画変更を行ってまいります。

まず、この都市計画として定めた天王洲公園につきましては、品川区立公園条例に基づく都市公園名称であります東品川海上公園と、野球、サッカーなどさまざまなスポーツを行える人工芝のグラウンドがある天王洲公園、これを一つの都市計画の区域として定めているもので、運動だけでなく休息や散策、遊戯など、公園として求められるさまざまな機能の充実を計画的に整備していくということで、一つの都市計画として定まっているものでございます。

それでは、今回変更する都市計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、都市計画で定める公園名称といたしましては、天王洲公園です。都市計画で決定されている既存の今の面積が5.2ha。現在供用している、開園している面積が4.95ha。未共用部分、開園していない面積が0.25haあります。続きまして、都市計画で定められている公園の区域内のそれぞれ都市公園の名称といたしましては、先ほどご説明したとおり、東品川海上公園が3ha、天王洲公園が1.95haになっているところでございます。今回、東品川海上公園の区域を0.1ha拡張する都市計画に変更するものでございます。

次に、都市計画公園の計画図といたしましては、裏面をご覧くださいと思います。計画図の赤線で囲われ、薄い赤色で塗り潰された区域が今回新たに都市計画として追加する区域になっております。

お手数ですが、表面にお戻りいただきたいと思います。最後になりますが、今後予定しておりますスケジュールといたしましては、9月18日午後7時より天王洲公園のクラブハウス内のミーティングルームにて都市計画面の説明会を開催いたします。続きまして、10月中旬に開催を予定しております品川区都市計画審議会に諮りまして、12月中には事業認可を取得し、平成31年1月からは用地取得に向けた手続ですとか契約、または交渉、そういったものを行い、実際の整備につきましては平成31年度から拡張の整備工事を予定しているものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○筒井委員

ご説明ありがとうございます。まず、説明会についてなのですけれども、この近隣の方への周知方法、どのように伝えるのかということをお知らせください。

○溝口公園課長

まず、今回9月18日に開催します説明会の周知でございます。当然、区域内の権利者であります1事業者または水道局、そういったところについてはもう事前にご説明させていただいたところでございますが、改めて近隣の町会・自治会の町会長等にご説明するとともに、近隣につきましては、公園に面する街区のマンション等につきましても各戸配布をさせていただきたいと考えているものでございます。

また、公園利用者もおりますので、公園内に掲示するとともに区のホームページ、また、9月中旬になります区広報誌によりまして説明会については周知をしていきたいと考えているものでございます。

○筒井委員

わかりました。ぜひよろしく願います。

拡張するということなのですけれども、これは、目黒川沿いで今どのような状況になっているのかということと、これはたしか仕切りみたいな、ちょっと区切りが入っているような感じだと思うのですけれども、既存のものに少し手を入れているというか、スムーズに行き来できるような工事とかをしていくようなつもりなのか。ちょっと先の話になるかもしれないのですけれども、どのような感じになるのですか。お知らせください。

○溝口公園課長

まず、今回赤く塗られているところの現状でございます。実際に1事業者、また水道局がもともと東品川橋の脇に沿って運河を渡らす水道管の橋があったものの跡地になっているところでございます。現在公園としては使用できていないところでございますが、今回新たに区域を通過するところについては、そっだけ単体で整備するわけではなくて、既存の東品川海上公園の広場とつなげるような形、一番は東側の道路から公園につながる、長さが多分三、四十cm、一番高いところで3mぐらいあるのですけれども、なるべく段差がないような形でバリアフリー動線を確保するための通路、あと、あいているところについては、今のところ計画では広場等を整備してきて、また、もともと親水公園が、既存部ですけれども天王洲アイル橋という橋があるところで、ウッドデッキの整備が決まっておりますので、それを東側のほうに延長していきたいといったところで、既存の公園として当初予定したことができなかった部分も含めて、今回整備していきたいと考えているところでございます。

○筒井委員

ご説明ありがとうございます。いまおっしゃったかと思うのですが、東側の海岸通りからも公園に入られるような道をつくるということ、ちょっと確認としてお聞きしたいのですが、

○溝口公園課長

説明が悪くて申しわけありません。海岸通りという東側の通りから今まではアクセスできなかったのですが、今回拡張することによって道路と東品川海上公園が接することになりますので、当然アクセスルートとしてバリアフリー動線としての出入り口、または通路、そういったものを整備していきたいと考えております。

○筒井委員

この近隣の区民の方からこの海岸通りから公園に入られるようにしてほしいというお声が大変多かったので、本当に拡張工事、大変ありがたいと思いますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

○安藤委員

2つの目的があつてということで、親水性の向上というところではもう少しちょっと具体的にどのようにこれが絡めるのかというのは、ちょっと整理する必要があるという関係でちょっと教えていただきたいというのが一つです。

それとあと、用地取得ということなのですが、水道管の跡地ということですが、具体的にはどこからどこまで、それは今後の検討で判断が変わるのでしょうかけれども、買うことになるのかということ、その財源というのはどうなるかということをお伺いします。

○溝口公園課長

まず、親水性の向上ということでございます。先ほどもちょっとご説明させていただいた既存の海上公園、開園しているところを思い浮かべていただければと思うのですが、運河を渡るための橋があると思います。その東側についてはウッドデッキが整備されていないということがございます。当初、これもあわせて整備する予定でしたが、占用事業者等、その他の関係で整備がおくれているところがあります。先ほども説明の中で、資料にあります、未共用部分の0.25haというところがあります。これは当初都市計画決定したときに、先ほど言った企業の占用等があった関係で整備ができていない、そういったこともあります。今回、拡張するにあわせてそういったところも親水性ということでボードウォークを整備してきたり、そういったところを合わせてやっていくということで、親水性の向上というのを挙げさせていただいてるところでございます。

また、今回1事業者と、あと先ほど言った水管橋のところについては東京都から買収するような形で、2つの地権者から今回用地買収をさせていただくということになっております。また、財源につきましては、基本的には都市計画事業になりますので、財調等そういったものには含めていただきますが、基本的には一般会計を充当するような形で整備をしていきたいと考えているところでございます。

ただ、今後事業認可取得の中で、また事業を進めるに当たって補助金等の活用が図れるのであれば、そういったものは積極的に補助金の活用を図っていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

わかりました。さらに使いやすい公園になるのではないかと思います。

ちょっとすみません、財源のところは一旦、財調算定されるということによってよかったのかということだけちょっと確認させてください。

あと、防災ハンドブックによると、現在のこの天王洲アイル周辺の広域避難場所のキャパシティーが2万3,500人という記述があるのですが、そちらというのは何か今回の拡張で変化がある

のかどうか、こちらも伺わせてください。

○溝口公園課長

まず、財源でございます。基本的には都市計画事業になりますので、財調も対象になるというふうには財政のほうから聞いているところでございます。また、広域避難場所の指定の関係でございます。基本的には東京都が指定するような形になりますので、次の指定の見直しの時期には0.1haが増やされるような形になると思いますが、面積的には0.1haは1,000平米の敷地でございますので、大きくは変わりないと思います。実質としては、広域避難場所としての活用というのが図れるような形になりますが、指定につきましては東京都と事前に確認したところでいきますと、次期見直しの時期にそれについてはしっかり対応していきたいとふうに回答をいただいたところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(4) 五反田 水辺が結ぶプロジェクトについて

○たけうち委員長

次に、(4)五反田 水辺が結ぶプロジェクトについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○持田河川下水道課長

続きまして、私から五反田 水辺が結ぶプロジェクトについて報告いたします。A4両面の資料をご覧ください。

1、目的です。五反田地区におきまして、区内の舟運の拠点となる五反田防災栈橋と、その周辺の道路・公園を一体的に整備する「五反田 水辺が結ぶプロジェクト」を実施いたします。今年度は五反田の防災栈橋整備工事と五反田南公園改修工事を実施いたします。下に案内図がございますが、赤で着色した部分が今回の工事箇所となります。

本プロジェクトとしましては、この図の中、山本橋と大崎橋に挟まれた範囲、今回の工事箇所に加えまして大崎橋広場、五反田ふれあい水辺広場、左・右岸部区道、ふれあいK字橋を対象としてございます。

2、整備概要です。五反田防災栈橋につきましては、幅3m、長さの違う2種類の浮栈橋と栈橋におりる連絡橋、約45mを設置いたします。五反田南公園につきましては、休養施設としてデッキとサークルベンチ、遊戯施設および園路を設置します。

3、計画平面図です。恐れ入りますが裏面をご覧ください。上段の五反田防災栈橋では、東急池上線を挟むように浮栈橋を設置しまして、そこへ降りる連絡橋、スロープでございますが、それを設置いたします。乗降口は池上線を少し下ったところにあります。工事に当たりましては、大崎橋広場を仮囲いで囲いまして立ち入り禁止とし、中にクレーン等の重機を設置いたします。平常時は舟運によるにぎわい、災害時には水上輸送の拠点として使用する栈橋となります。

次に、下段の五反田南公園では、休養施設としまして川側にデッキ、奥にサークルベンチ、遊戯施設としましてクッション遊具と滑り台を設置いたします。また、公園内に園路を設けまして、通り抜けができる明るい雰囲気といたします。地域の方や訪れる方が水辺を身近に感じられる休養拠点という形で整備をいたします。

表にお戻りいただきまして、4、スケジュールでございます。9月19日、地域の方を対象として説明会を予定してございます。説明会実施後、10月中旬に棧橋、12月上旬に五反田南公園に順次着手いたしまして、3月末に竣工する予定です。引き続き、平成31年4月から大崎橋広場や道路など周辺の整備に入ります。12月には竣工し供用開始となる予定でございます。この地区で工事がしばらくの間続きますので、地域の皆様にしっかり説明しまして安全に配慮して事業を進めていきたいと考えてございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

このプロジェクトで舟運による水辺のにぎわいというのと災害時の水上輸送拠点ということが挙げられているのですが、それぞれ具体的にはどのような棧橋の活用を予定しているのか、もう少し改めてお伺いしたいというのが一つです。

それとあと、本プロジェクト策定に当たってどのような話し合いが何回行われたのか、メンバーの方々もできればどんな方なのか、教えていただきたいと思えます。

○持田河川下水道課長

まず、棧橋の活用でございます。基本的にはこちらは防災棧橋ということで災害時の水上輸送の拠点ということで設置するものでございます。災害時など道路がなかなか使えない場合に水上輸送という形で、こちらで物をおろして、ここで荷揚げするような、そういう形で使っていく。また、こういった棧橋をせっかくつくるということもございまして、水辺ということで事業を進めていく本区としましては、これを平常時のにぎわいに使っていくということで、イメージとしましては、舟運の事業者が、こちらの棧橋を使ってお客様を乗せて、例えば周回してここに戻ってくるような、こういったような使い方方で棧橋等の利用ができればいいなと思っているところでございます。

2つ目です。地域の方の声ということでございますが、この設計をするに当たりまして、地元の町会長を中心に役員の方などとお話をしまして意見をいろいろお聞きしながら進めてきたところでございます。回数の方は、設計を進める中でちょっとご意見をお伺いするか、少し電話で確認するみたいなこともございますが、設計担当者としては最低でも2回から3回ぐらいは町会長のお宅にお邪魔しながら、こういった事業について説明して、今進めているというところでございます。

○安藤委員

わかりました。

説明会ということで伺いますが、周知方法と実施場所、時間、回数など教えてください。

それと、今回は五反田南公園と棧橋の整備というところなのですが、トイレなのですが、今大崎橋の広場にありますが、トイレはこちらのみということになるのでしょうか。お伺いします。

○持田河川下水道課長

住民説明会でございます。日時につきましては9月19日、時間は午後6時半から予定してございます。場所は総合体育館の地下の会議室で予定してございます。回数としては1回という形で今予定しているところでございます。

周知方法につきましては、各町会長にご相談いたしまして、今基本的には近隣の住居へのビラの直接のポスティング、ビラまきという形での周知を考えてございます。また、公園を訪れる方もいっしょ

いますので、公園内にもご案内を掲示いたしまして説明会の周知に努めたいと考えておるところでございます。

続きまして、トイレの件でございます。こちらは今大崎橋広場にトイレがございますので、栈橋の工事が始まりますと大崎橋広場は工事ヤードということで囲う形となりますので、トイレは使えないという形になってまいります。ただ、その後、栈橋の整備の後大崎橋広場の改修というのを予定してございまして、最終的にはトイレはこの同じ場所に設置すると、このような予定で進めているところでございます。

○安藤委員

周知方法なのですが、ここは子育て世帯の方々も多く住まれるマンションがかなり建っているところなので、公園というのがどういうふうになるのかというのはかなり関心がある方が多いと思うのです。なので、そういった近隣マンション等にもしっかり周知していただきたいなと思います。

それと、工事までまだ説明会から少し時間もありますので、説明会当日に出された意見というのを反映すべきところはきちんとできる限り反映するようにお願いしたいと思います。

トイレなのですが、クラブハウスみたいなものふれあい水辺広場にあると思うのですが、大崎橋広場の改修というのはちょっと先になりますが、だれでもトイレみたいになっていくと思うのです。その際には、ベビーベッドのみならず大人から子どもまでどなたでも、衣類の着脱やおむつ交換などの可能ないわゆるユニバーサルシートという大型のシートなのですが、それをぜひ設置してほしいし、その情報をわかりやすく区のホームページなどでも掲載していただきたいと思います。重度心身障害者のご家族などからも結構外出先で困るという強い要望がありまして、こういった公園の改修の際のだれでもトイレは必ず設置できる場所があれば設置していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、最後になります。こういった水辺が結ぶということで、水辺に親しめるという環境をつくっていくというのはいいことだと思うのですが、何といても水質改善です。ちょっと根本的なところでやはり目黒川自体をもう少し親しみたくなるような水質改善というのがやはり必要だと思っているのです。そういった点でちょっと今後どういったことをしていくのか、そこら辺だけ一言だけいただきたいと思います。

○持田河川下水道課長

まず、1つ目のチラシの配布、また説明会の意見ということにつきましては、説明会実施から委員おっしゃるように工事着手には少し時間もございます。しっかりと地元で周知いたしまして、工事がずっと続く場所でございますので、できるだけ意見を聞き、配慮しながら工事を進めていきたいと思っております。

2点目のトイレについてなのですが、現在あるトイレに加えまして、今だれでもトイレを設置する計画で考えてございます。設置する場合、場所のスペース的な問題もございます。また、公園という位置付もございますので、このあたりは設計を進めながら、また公園課のほうとも内容について共有をしていきながら、こういったトイレの設計も進めていきたいと考えてございます。

3番目の水質でございますが、こちらにつきましてはまさに水質がよくないとということで、夏場ちょっとやはり水質が悪くなるということは承知しているところでございます。浚渫ですとかそういったものも東京都のほうにも求めていきたいと思っておりますし、合流式下水道という根本の部分もでございます。こちらにつきましては、ずっと継続して東京都のほうに何か方法はないかということで今要望等

は常に伝えているところがございますので、またさまざまな機会を通じましてそういった要望もしっかりやっていきたいと思っております。

○筒井委員

栈橋周辺に関して、栈橋の利用方法について幾つかお伺いしたいのですが、この栈橋の利用をする際というのは事前に許可とかそういうのが必要だったのでしょうか。確認ですが、一つよろしくお願いたします。

また、その利用をするには舟運事業者として品川区に登録なりされた事業者しか使うことができないのかということ、ちょっと2点ほどお伺いたします。

○持田河川下水道課長

栈橋の利用、予約等の方法でございます。現段階において今区でそのような形で予約をして自由に使うという栈橋というのは今ないような状態でございまして、こちらに新しい栈橋ができます。この時期に合わせてそういった利用ですとか予約の方法というのをあわせて設定していきたいと考えてございまして、できるだけ予約をして速やかに使えるようなそういったシステムというものをしっかり考えていきたいと思っております。

また、利用する事業者につきましても、やはりこれでもできるだけ広くいろいろな方が使えれば良いというような思いもございまして、またいろいろな舟運の関係のルール、決まりごと等もあるというふうに聞いてございまして、こういったものもあわせて栈橋の整備とあわせてこうした利用、予約、管理といった部分につきまして今後しっかり検討していきたいと思っております。

○筒井委員

承知しました。では、これから検討していく段階ということで、わかりました。

せっかく栈橋をつくるということで、品川区も水辺活用ということを推し進めておりますけれども、やはりもっともっと区民の方にとって水辺が身近になるようにならなければいけないと考えておりますので、すごく規制をかけるような利用方法ではなくて、柔軟に幅広く誰でも利用できるような利用、予約方法などぜひ確定していただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いたします。これは要望で終わります。

○西本委員

一つ、栈橋のほうですけれども、これはこれから用途という形でいろいろ考えられているということなのですが、管理ですよ、先ほどちょっとご説明の中であつたので重複になるかもしれませんが、通常はここに入れないような形をとっていくのか、多分こういうものがあるとどうしても下に下がりがたくなるというか、栈橋のところに行ってみいたいという方もいらっしゃるのではないかなと思うのですが、危険性も伴うということもあるので、その管理方法をどうされるのかということ。それから、公園もですが、ふれあい水辺広場もそうなのですけれども、やはり身近な水辺を感じられるということでのプロジェクトの一つということではありますが、やはり食ということ。前もキャンピングカーとかいろいろ試行錯誤してそういうのをやった時期があつたと思うのですが、その後はそういう形で目黒川沿いの食ですね、テーマとしては。それをどうされるか。ただ、雨が降った後とか結構におうのです。なので、そこでどうなのだろうなという部分もあるので、どこまで可能なのかなという感じがあるのですが、いろいろお考えがあれば教えてください。

○持田河川下水道課長

まず、栈橋の管理の面でございます。確かに栈橋をつくとやはりおりていって見たいというような

こともあると思いますが、ただ、栈橋からおりていくとすぐ川ということで、かなり水深があると考えておりますので、やはり危険な部分もあります。今、管理方法としてやはり栈橋に乗り入れるスロープのところに柵を設けて、鍵を設置して、自由には入れないように、予約をして鍵を開けて利用するというような形で基本的には考えているところでございます。

2点目の食という部分でございますが、今五反田ふれあい水辺広場ではキッチンカー等で食の提供というもしてございます。なかなか日常、常に置いてどれぐらい利用があるかとかいう部分もございしますが、イベントですとか何かあったときにはそういった屋台ですとかキッチンカーみたいなものが出るというのは地域のにぎわいには重要だと思っておりますので、それにつきましては基本的にはこういったにぎわいをつくる中で食という面についてもあわせてしっかり行っていきたいと考えておるところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。栈橋のほうは危険が伴うと思うのです。だから管理のところ、川に落ちた場合、こんなことが起きると責任が誰にあるのかみたいな形になるので、この管理はしっかりしていただきたいと思います。

公園等については、やはり水辺の親しみという意味では食というのも欠かせないと思うのです。なので、いろいろなイベントということも、イベントの際には比較的考えやすいところだと思うのですが、それ以外にもちょっと食のテーマの中でこれが活きるような、そういう形になったらうれしいかと思っておりますので、検討をお願いしたいと思います。これは意見です。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(5) 平成30年度 各地区総合防災訓練の実施について

○たけうち委員長

次に、(5)平成30年度 各地区総合防災訓練の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○富澤災害対策担当課長

それでは、私からは平成30年度 各地区総合防災訓練の実施につきまして、お手元の資料をもとにご報告いたします。

まず1の目的でございますが、本訓練は区民の皆様が初期対応や防災行動力を身につけるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識の向上を図るものでございます。

2の主催等につきましては、品川区防災協議会各地区協議会が主催。そして、品川区、区内消防署、警察署、消防団が共催となっております。

3の訓練項目につきましては、現在各地区の協議会におきまして、具体的な実施項目を検討中ではございますが、記載のとおり、さまざまな訓練を実施する予定でございます。

4の日程ですが、表に記載のとおり9月下旬から11月中旬にかけて、各地区がそれぞれ工夫を凝らした訓練を展開してまいります。

最後に、備考欄の記載についてですが、各地区とも訓練時間はおおむね午前9時から12時までの予定でございます。また、例年ではございますが、区内在住の外国人の方々については、通訳ボランティア

アの方がいる大崎第一地区をご案内し、訓練に参加していただく予定でございます。大井第一地区につきましては、12月に行われます区内一斉防災訓練にあわせて実施をいたします。なお、大井第二地区につきましては、本年度については地区の協議会におきまして訓練の実施を見送ることを決定し、区内一斉防災訓練に合わせて訓練項目を実施する予定でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

9月23日、大井第三となっていますけれども、通常大井第二、第三でやっていたのです。それが今回なくなったということで、これは地域の中でも問題になっているのです、一緒にやっていたのという。ただ、やはり大井第二地区の方々から言わせると、西大井広場が遠いというような意見があったような感じなのですが、やはりこの防災訓練というのは非常に大切なのではないかと思うのですけれども、やはり一緒にやるべきだと。もちろんこれは避難所開設訓練、一斉訓練のときにはやるのかもしれないのですけれども、そういう形ではなくて、この防災訓練も何かしらの形で、近いところでやるとか、実施の見送りではなくて、何かそういう方法を考えられなかったのか。

○富澤災害対策担当課長

昨年までは、大井の第二地区と第三地区は一緒にやっておりました。この各地区総合防災訓練の実施につきましては、各地域で行われます防災協議会の中で検討し、決定をしているところでございます。本年度大井第二地区につきましては、訓練参加者の固定化ということでお伺いをしているのですが、そのほかさまざまな理由から今年度は訓練の実施を見送りますというお話を伺っております。

また、その一斉訓練の内容につきましては、一斉訓練の中で今回の総合防災訓練の内容を実施していくことということで防災協議会の中で決定しておきまして、区としても防災協議会の地区の総意として決定をしておりますので、やむを得ないものではないかと考えております。

○西本委員

いろいろな事情があるのはわかってはいるのですが、ただ、今回の大井第二地区の総意だというふうなことをおっしゃっているのですけれども、やはり議論は出ているのです、いいのかみたいな。ただ、大井第二地区の方々全体の合意なのかというと、そうでもなさそうなことも聞いているので、本当はどうなのだろうと思うのです。それで、固定化しているとか、あとは距離があって行きづらいとかいうことであるならば、大井第二地区の方々、近くにいろいろ施設があるわけですから、それを使ってやるとか、何か方法はあるような気がするのですが、どうも実施を見送りとかやめるとかという方向が強過ぎるような気がするのです。そこが非常に心配で、やはり大変ではあるのですけれども、ただ防災訓練があるということは、長年ずっとやってきて意識は、参加する人が固定されていてもそういう意識はあるわけです。それをなくしてしまうということは意識がなくなってくるという形になるので、やはりそうやってほしくないと思うのですけれども。やはり、総意ですからと、もちろんこれは自主的にやっただけのものなので区のほうが余り関与するということはなかなか立場的に難しいところはあると思うのですけれども、ただ、何かの方法で意識づけというのは、やはり区のほうからも必要ですよという形で言っていく必要があるのかなと思うのです。このままでいくと、言い過ぎかもしれませんが、特定の方が大変だからやめようよといってそれが大井第二地区の人たちの総意という形で聞こえてきまうと、それはちょっと違うのではないかという感じがするのです。その辺の関わり方とか方法とか提

案とかないのでしょうか。

○富澤災害対策担当課長

各地区の総合防災訓練は、先ほど防災協議会の中でというお話を差し上げましたけれども、その中でもやはり地域のセンターだとか防災課についてもかかわっております。こういう訓練の意思決定の場においても、さまざまな区の立場の中でご意見を言うことは可能でございますので、訓練の実施の中でのご提案みたいな形では、区の中でのサポートという形でしていきたいと考えております。

○西本委員

やはり一番心配なのは、やめるという方向になると全部やめてしまうのですよ。意識が低くなっていくというのも非常に心配で、そうではなくていろいろ前向きに、今回はしないけれどもこういう形でやっていくよという案がこの第二地区のほうから出てくればまだいいのですけれども、そうではなくて、いや、一斉訓練でやるからそこでまとめてやるよということではなくて、こういう形で前向きに、今回はしないけれども次はこういう形でこの地区は防災に対する認識を高めていきますよという方向にぜひとも持って行っていただきたいなと思っています。地域の中で皆さんのお話を幾つかお聞きしますと、やはりやめるという方向になってしまうものですから、その代案という形にはなっていないので、非常に心配をします。防災というのは認識が大切なので、無駄だというふうに思われてもやはりやっぴかなければいけないと思いますので、そこは区としての立場でいろいろアドバイスをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○安藤委員

まず、この総合防災訓練の場で、日にちをずらして、区も全部参加するということだと思うのですが、区の各事業のPRを強めていただきたいと思います。といいますのは、やはり自助・共助というのはもちろん必要なことなのですが、やはりそもそも被害を未然に防げるようなさまざまなふだんからの公助というのも大切なわけで、ただ、一方でそういった事業は意外と知られていないことが多いのです。なので、こういった防災の意識を持ってこういった多くの方々が参加する機会にぜひ耐震化の、あるいは建て替えの助成事業ですとか、生け垣にする助成制度ですとか、感震ブレーカー設置助成、あるいは町会への防災資材調達の援助というようなものもありましたし、そうした各事業のPRの場を少し強めてもらえないかと思いますけれどもいかがでしょうかというのが1点です。

それと、あわせて、いろいろな規模でいろいろな形でこういった訓練というのが行われていくというのは非常に重要だと思いますし、各町会などでもスタンドパイプの訓練などさまざま行われているのですが、総合防災訓練という形でこういった地区ごとにまとまって訓練をしていくということの意味というのはですか、それを区としてはどのように考えていらっしゃるのか伺わせてください。

○富澤災害対策担当課長

各地域、いろいろな感震ブレーカーだとかPRにつきましては、それぞれ各総合防災訓練の会場で、スペースの関係もございますが、展示コーナーという形で感震ブレーカー、または東京ガスさんにご協力いただきながらガスの展示、または給水用のスタンドパイプがございますので、そういうような展示、または実際に使っていただくなどの啓発コーナーというのを設けてございます。こういうコーナーを設けて、さまざまな地域の方々に防災に関する啓発を図ってまいりたいと思っております。

そのコーナーにつきましては、区の中でやっているさまざまな助成のパフレットなどもございますので、そういうものも置きながら地域の方に区の施策についても知っていただくというような形で考えてございます。

それと、総合防災訓練の内容でございますけれども、各地域でやる訓練でございます。総合防災訓練につきましては、人数が非常に多くなる、またはさまざまな方が参加をするということでやるメニューも豊富にできるというメリットがございます。会場は多少多くなりますけれども、さまざまな訓練を大きな会場でさまざまなご意見の中で検討しながら実施をするというのは非常にいいことだと思っておりますので、区としても総合防災訓練、今後についても進めてまいりたいと考えております。

○安藤委員

わかりました。さまざまなメニューをいろいろ検討しながらできるというか、そういうことの話がありましたけれども、さらにいろいろな方々のご意見を取り入れながら、充実した訓練にしていただきたいと思います。

それと、展示コーナーのほうは承知はしているのですけれども、さらに効果的にといいますか力を入れて、設置するのも大変だと思いますが、この事業を知ってもらうチャンスだと思いますので、さらに充実していただければと思います。

○大沢委員

すみません、簡単に。今後防災訓練の中でドローンについての位置づけ。今、非常にドローンの役割が高まっている時期だと思うのですけれども、このドローンを今後防災訓練に利用しているところの情報なりを収集する価値は大いにあると思うのですが、ドローンの現状、区の行政の中でドローンを駆使する、資格が要るのかよくわからないのですけれども、そのところ。活用するような準備をされているか。または、準備と同時にこの地区防についてドローンの披露というか、そういう利活用の仕方についても実習のときに何かやる、今回ではなくてですよ、今後。その見通しを教えてください。

○富澤災害対策担当課長

ドローンの活用につきましては、やはり東京都内いろいろ規制があると思います。訓練に活用できるかどうかにつきまして、やはり新たな取り組みとしましてそのドローンを使って地域の方々が情報収集をする、または区として情報収集した内容をその地域の方々に提供する、こういうような訓練ができると思っております。やはり新たな取り組みになりますので、どういう活用ができるのか、また実際に使えるのか。今後さまざまなところで知見を広めまして、訓練に生かせるように考えていきたいと思っております。

○大沢委員

ドローンの高さの規制というのはあると思うのですけれども、この品川区内というのはそれに引っかかるようなことはないのですか。

○たけうち委員長

わかりますか。

○大沢委員

わからなければいいです。

○富澤災害対策担当課長

大変申しわけございません。規制のほうはちょっとまだ調べておりませんが、今後そういう内容の細かいところがわかりましたら、この委員会の中でご説明したいと思っております。

○筒井委員

総合防災訓練の訓練項目なのではございますけれども、これは避難所訓練というのはやられるおつもりというのは将来的にはないのでしょうか。

○富澤災害対策担当課長

避難所訓練につきましては、12月に行われます一斉防災訓練、この中で実施をしていこうと考えております。要は、すみ分けではないですが、総合防災訓練につきましては初期消火なり応急救護なりという形の訓練をやっていただいて、一斉防災訓練につきましては、区民の方々については発災からおおむね2時間後ぐらいを想定して避難所開設訓練をやっていただくという形で考えてございます。

○筒井委員

わかりました。そういうすみ分けができていくということで、承知しました。

総合防災訓練のことではなくて、一斉防災訓練の避難所訓練のことについてのお話でちょっと質問ですけれども、品川区とボランティア・アーキテクツ・ネットワークで災害時の簡易間仕切り供給の協定を結ばれたと思いますが、その12月の一斉防災訓練で、そうしたボランティア・アーキテクツ・ネットワークの簡易間仕切りを使った避難所訓練ということも、そろそろ実践的にやられたほうがよいかと私は思っているのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○富澤災害対策担当課長

各地域で行われます避難所の訓練につきまして、やはりそこを開設する方々のご意見がございます。その中でそういう先進的な取り組みをやっていこうというところもあるところがございますので、そういう中の情報収集をしていながら、いい内容につきましては区民の方々に広めていきたいと考えてございます。

○あくつ委員

今の筒井委員の質問とも重なる部分があるのですけれども、私もこの7年間ぐらいずっとこちらの、一斉防災訓練のほうで一斉でやるというのはさっきおっしゃったと思うのですけれども、ずっと出てまして、いわゆる区民防災組織として給食・給水部長というのもやらせていただきまして、まさに避難所運営というところでもしっかり炊き出しであるとか給食・給水の部分で働かなければならないところなのですけれども、先ほどありましたように、みんなで一時集合所というのですか、そこに私の場合だったらうちの近くの小さな公園に避難をして、そこから避難所の学校まで行くという訓練。それと、ここでいうところの、今回たくさんの方が参加するのはこの地区防、総合防災訓練のほうでされるということで、ただ、一斉防災訓練のほうは非常に限られた人数、小学校ですから非常に限られた人数で、いわゆる町会の防災組織の本当にコアなメンバーというか、そういうメンバーだけで行っているというものなので、先ほどすみ分けというお話があったのですけれども、一連の流れとして多くの町会の方、区民の方が集合して、自分の所属というか、自分が行くべきである避難所に行って、そこで自分が避難するであろう、自分の町会名が書いてある教室まで行って、自分が寝泊まりをするというところまでのイメージというところまでは正直まだ、私は品川第二地区なのですけれども、まだそこまでは行っていないというのが感想なのですけれども。

やはりそういうところにおいて、今筒井委員からもあったのですけれども、より実践的な、本当に発災をした場合に自分がどのような形で避難所で寝泊まりをしなければならないのかというところのもう一歩、東日本大震災からはもう7年たっていますけれども、この7年間本当に皆さん基本的なことを、何度も何度も同じことを繰り返してそれはそれで大変重要なことであって、皆さんも関心を持って参加をされていると思うのですが、もう一歩踏み込んだ実践的な訓練が必要なのかなというのが、これは町会の方の多くの皆さんの意見でもあるのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○富澤災害対策担当課長

委員からご指摘の内容についてですが、総合防災訓練と一斉防災訓練、一応すみ分けて実施をしております。総合防災訓練につきましては、訓練内容はいろいろな内容がございます。よく消防でやっているのがまちかど防災訓練、実際に街区を使った訓練で、そういうのもやることがございます。

また、一方の一斉防災訓練、こちらにつきましては、やはり継続するというのが非常に大事なことだと思っております。まず、自分が一時的に避難するときの集合場所というのはどこになっているのか、あわせて、避難する学校、これはどこの小学校なのか。また、そこにある備蓄品がどこに入っているのか。鍵は誰が持っているのか。必ずあいているというわけではございません。もしそういった方が一番乗りになった場合にどういう動きをするのか、そういうのはやはり継続してやらないとわからない部分がございます。新しい訓練を取り入れるのも一つでございますが、やはり継続というのが訓練が一番大事だと思っておりますので、新たな訓練を入れることも必要でございますが、継続しながら地域の方のご意見を伺って、こういう意見もあるよ、こういうやり方もあるよという新しい取り組みを入れつつ継続した訓練をしていきたいと考えてございます。

○あくつ委員

最後にします。端的に言うと、一斉防災訓練のほうがやはり参加人数がどうしても限られてしまうところが非常に大きくて、総合防災訓練もなるべく多くの方という呼びかけはするのですが、どうしてもそういうことで、どちらかという避難所開設であったり運営であったりというところの実践的なものについてはどうしても限られた人数の方、いつも同じようなメンバーの方がずっといらっしゃるということがあるものですから、できるだけ多くの方に、それは町会の工夫であるとか、努力であるとか、周知であるとかになると思うのですが、やはりうまく連携ができるようなことができればいいなと思っておりますので、また改めて取り上げさせていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質問はありますか。よろしいですね。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

防災対策について

○たけうち委員長

次に、予定表2の所管事務調査を行います。

本日は、防災対策に関することのうち、コンクリートブロック塀の安全対策および豪雨対策について取り上げ、各委員の共通理解を図りながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。なお、資料を2種類準備いただいておりますので、それぞれ個別に説明・質疑の時間を設けさせていただきます。

それではまず、所管事務調査項目、防災対策に関することのうち、コンクリートブロック塀の安全対策について、理事者からご説明願います。

○長尾建築課長

それでは、防災対策に関することのうち、コンクリートブロック塀の安全対策について説明いたします。お手元の配付資料をご覧ください。

初めに、1、コンクリートブロック塀の基準についてです。コンクリートブロック1つの大きさは、幅が約40cm、高さが約20cmあります。このコンクリートブロックを使って塀をつくる際は、建築基

準法施行令において定められている基準を守ることとなっております。

配付資料左上の図に赤文字で記載した箇所が、その基準にかかわる項目となっております。1つ目は、塀の高さです。塀の高さは2.2m以下とすることとされています。2つ目は、塀の厚さです。塀の高さが2mを超える場合は、厚さを15cm以上、高さが2m以下の場合は厚さを10cm以上にとされています。3つ目は、控え壁の設置です。塀の高さが1.2mを超える場合、塀の長さ3.4m以内ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁が必要とされています。例えば、高さ2mの塀をつくる場合は、高さの5分の1、つまり40cm以上突出した控え壁が必要となります。4つ目は基礎についてです。塀の高さが1.2mを超える場合、基礎の高さは35cm以上、基礎の深さは30cm以上とします。5つ目は鉄筋についてです。太さ9mm以上の鉄筋を80cm以内の間隔で塀の中の縦横に配置します。また、塀の端部、頂部、底部、そして塀の折れ曲がる箇所や控え壁にも鉄筋を適切に配置することが必要とされています。基準については以上です。

ただし、基準を守ってつくられた塀であっても安全に使い続けるためには、定期的な点検や適切なメンテナンスが必要です。コンクリートブロック塀の劣化を早める原因となるようなひび割れや損傷、著しい汚れが見られる場合、また塀が傾いていたりぐらついていたりする場合は注意が必要です。精密点検を行ったり転倒防止対策を講じたりするためにも、一級建築士などの専門家へ早期に相談していただくことが望ましいと言えます。

次に、2、専門家への相談に関する問い合わせ先についてです。配付資料の左下をご覧ください。コンクリートブロック塀の診断、設計や工事に関わる相談先として、記載の3団体をご紹介します。各団体の連絡先については、区のホームページ等でもご案内しています。

最後に、3番、コンクリートブロック塀の除却にかかわる支援についてです。配付資料の右側をご覧ください。現在品川区では、コンクリートブロック塀の除却にかかわる支援として、区民からの相談内容に応じて既存の5つの事業をご案内しています。1つ目は、道路沿いの生け垣づくりとあわせて既存のブロック塀を除却する場合に活用できる、品川区緑豊かな街なみづくり助成制度です。要件を満たす土地の所有者や管理者の方を対象に、記載の限度額の範囲で助成しています。また、不燃化特区などの一部地区では、震災時における避難路の安全確保の観点から、より高い助成限度額を設定して支援をしています。2つ目は、細街路の拡幅整備とあわせて既存のブロック塀を除却する場合に活用できる細街路拡幅整備事業における助成です。建築の際必要とされる4mの道路幅に満たない細街路を拡幅する際、記載の限度額の範囲で助成しています。3つ目は、耐震性のない木造建築物の除却とあわせて既存のブロック塀を除却する場合に活用できる住宅建築物耐震化支援事業です。こちらの助成は、整備地域や新防火地域内が対象地域となっております。4つ目は、現在区内に9地区ある不燃化特区内に対象の木造建築物などを除却するときに、既存のブロック塀を除却する場合に活用できる不燃化特区支援制度です。5つ目は、区内に現在7地区ある不燃化促進区域内で、対象の木造建築物を除却するときに既存のブロック塀を除却する場合に活用できる都市防災不燃化促進事業です。既存の塀に関する区民からの個別相談に対しては、コンクリートブロック塀の基準への適合状況や劣化の状況を確認できるよう、安全点検チェックシートによるセルフチェックや、専門家の紹介とあわせ、相談の内容に応じて今ご紹介した助成制度をご案内しているところです。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

大変時節にかなったタイムリーな所管事務調査ではないかと思ひまして、改めて正副委員長と理事者の方々のご協力に感謝申し述べたいのですけれども。

他の委員会ではいろいろ区内の、区有施設や学校のブロック塀の、現状の報告があったと思ひます。問題はやはり民間でも大変、特に通学路とかも含めてまだかなり残っていて、地域全体の安全性から見ると大変やはり問題があるというままになってしまっているというのが一つあると思ひます。

まずちょっとお伺ひしたいのは、区有施設と学校以外の、とりわけ小学校の通学路などにおけるブロック塀の状況というのはどのように品川区としては今把握されていらっしゃるのか、伺ひたいと思ひます。

○長尾建築課長

区内の小学校の通学路の沿道に関してのブロック塀の状況についてですが、こちらは所管となっております教育委員会の事務局の庶務課の方で調査しているところは聞いております。詳細についてはこちらのほうで統計的な数値等の把握はしていないところです。

○安藤委員

すみません、よくわからなかったのですけれども、通学路に関しては教育委員会では調査をしているが、建築課、都市計画課としては把握していないということですか。それと、通学路に限らず、区内の状況をどのように把握しているのかというのを改めてお伺ひします。

それと、先般大阪で大変悲しい事故が起こりまして、区民の皆さんの関心もかなり地域にそそがれているのですが、区に対して撤去に関する相談ですとか、あるいは不安の声ですとかそういったものはどれくらい寄せられているのか伺ひたいと思ひます。

○長尾建築課長

通学路の沿道の状況につきましては、建築課としては把握している数字は特にはない状況です。また、区への相談の状況ですけれども、地震が発生しました6月18日以降、直後につきましては7月の中旬ぐらいまでの間は1日に数件電話問い合わせ等がありました。その中で、近隣の方であったりその道路を通勤・通学で使っている方であったり、塀の所有者以外の方からの問い合わせも含めてそのような件数がございました。

その問い合わせに関しましては、個別に現地の確認等も行いながら、その安全性、劣化状況の部分などを確認しまして、先ほどご説明したような大きなひび割れがあったり傾いていたり、そういった状況があるようでしたら、塀の所有者の方宛てにお話をする、通知文を送るといった個別の対応をしております。そちらのほうは引き続き現在も行っておりますが、8月に入りまして、塀の所有者以外の方からの問い合わせというのはほとんどなくなりまして、塀の所有者の方からのお問い合わせが週に二、三件ほどあるような状況となっております。

○安藤委員

引き続き問い合わせみたいなことも入ってくるということだと思います。所有者からそういった相談があった場合は対応を、制度の案内も含めてやっているということなのですからけれども、さきほど助成制度の説明もあったのですが、5つありますけれども、例えば生け垣にする場合ということに限られてしまったりとか、あるいは細街路のセットバックという場合ですとか、あとは全部除却ですよ。なかなかそこに住み続けながら、今あるブロック塀を緊急に対策をとるといふふう所有者の方に動いてもらえるような助成という点では非常にやはり不十分だなと思ひていまして、今あちこちで各自治体がこう

いった事故を受けまして、関西のほうでも、あるいは相模原市でもそういった補助金制度をつくるということで報じられておりますけれども、特にそういった生け垣につくりかえた場合だけではなく、撤去のみですとかフェンスへのつけかえですとか、そういったところにも適応できるような、あるいはブロック塀のみならずレンガづくりや石づくりなどの塀も含めて、そういったことを長岡京市のほうでは創設するということを表明したと報じられております。品川区でも、やはり既存のこういった新制度では対応が不十分なところもありますので、しっかり緊急にこういった補助制度をつくってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長尾建築課長

現在、個別のご相談がある方に対しましては、助成制度の案内だけではなく、チェックシートによるこういった部分に注意してセルフチェックをよろしく願いいたしますといった啓発とあわせて、あとこういった問い合わせをさせていただいているタイミングというのは意識が高まっていることだと思いますので、もう少し塀の話だけではなくて、どういったことを考えているのかというのを伺いながら、こちらでご紹介している5つのうち、活用できそうなものがあればご紹介する。もし、助成制度としてなければ、専門家への相談先として3団体を挙げておりますが、実際に塀を除却したり診断したりする際にどれぐらいの費用がかかるのかとか、そういった個別の詳しい内容を確認されたりということであれば、そういったところをご案内して、よりご自分の使用されている塀に対しての意識というのを高めていただく、また、中長期的にどういうふう維持管理していったらいいかというところを検討するための最初の入り口部分としてこういったところを活用していただく。そういったところを案内して現在は対応しているところとなっております。

助成制度につきましては、現時点でご紹介している内容をもとに対応している状況ですので、今あるものを有効に活用していただくところを中心に現時点ではご案内しているところを考えております。

○安藤委員

いつ起こってもおかしくないという直下型地震ですので、やはりなかなか活用できそうな支援の紹介ということでも、今の現時点においては先ほど言ったようにかなり条件が限られてしまい、現在の危険性を地域からやはり緊急に改善していくというふうな中身にはなっておりませんので、ぜひ積極的に検討して新たな助成制度の創設をお願いしたいと思います。

○あくつ委員

コンクリートブロック塀の安全対策については、先ほどからありましたように6月18日に大阪北部の地震があつて、通学途中の女子児童が命を落とされたということで、全国的に波紋を呼んで、全国的に学校施設、教育関係施設を中心に点検を行つてということがあるのですけれども、我々公明党も6月21日、3日後に濱野区長宛てに申し入れをさせていただきまして、区立小中学校、義務教育学校の全てのブロック塀および通学路の安全対策、確認、またはそれ以外の区有施設についてもブロック塀があるところの安全の確認と対策、または、先ほどもありましたが、民間の施設についても安全確認の仕組みづくりということと区事業の徹底した周知・啓発ということも、今ここにご紹介されているような内容のものも改めて要望もさせていただいたところです。

加えて、ちょっと確認をさせていただきたかったのが、先ほどもありましたが、ここに5つのメニューが載っていて、こういう場合に除却をする場合には支援をするよという内容になっているのですが、国とか東京都の動きの中で、いわゆるこういうものとセットではなく、コンクリートブロックの基準を満たしていないようなものについての、例えばまさにこの事故が起きた大阪の当該市、高槻

市においては、しっかり民間のブロック塀についてもそういう助成をしていくと、こういうような話になっているようですけれども、国とか東京都の動きで何か品川区が動きをつかんでいるものがあれば教えてください。

○長尾建築課長

国、都の動きにつきまして、国につきましては住宅・建築物安全ストック形成事業という事業の中で、ブロック塀の改修であったり除却であったり、そういったことに対しても助成は可能であるというような見解が示されているところです。東京都につきましては、残念ながらそれと連動したような補助金というのは現在ないという状況でございます。

○あくつ委員

わかりました。国のほうでは今そういう動きが出ている。これは報道もされていたと思うのですが、先ほどチェックシートを活用して民間の方には安全確認をしてくださいよということもありました。このチェックシートの活用については、実は以前たけうち委員長のほうで一般質問か代表質問でしたか、区のほうでこういうものがあるからこれも周知をしてほしいということでホームページに掲載していただいたという経緯があります。ですから、そこをもう一步進んで、品川区もなかなか通学路となると本当に多数のブロック塀で本当にここは大丈夫だろうかと思えるようなところも散見しますけれども、こういったところを何とか改修を進めるためにも、品川区として独自にこれは助成制度を創設とか進めていただきたいなという思いはありますけれども、これについて先ほども似たような質問がありましたけれども、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○長尾建築課長

まず、既存の取り組み、チェックシートの活用であるとかご紹介した支援制度につきましては、区のホームページ、また広報しながわ等で周知するなど、今後も周知活動については力を入れてまいりたいと考えております。

また、助成制度につきましては、現在の緑化にかかわる助成、また細街路にかかわる助成といったところでやってきているところです。そちらの実績や使われ方、また今も問い合わせ等は来ておりますので、そういった中での声などもお聞きしながら、よりよい環境といいますか、安全なまちづくりに向けて検討を進めていきたいと考えております。

○西本委員

危険だと思われるブロック塀はきちんと調査をしなければ本当にどこまで危険度があるのかというのはわからないかと思うのですが、ただ、調査をしたほうがいいな、例えば非常に塀の高さが高いとかいうところのお宅、民間であれ、調べられるものではないかと思うのですが、そういう調査、ブロック塀になっているところがどういうところにどういうものがあるかというのは、見ればわかると思うのです。そういう調査というのはしていないのでしょうか。

○長尾建築課長

コンクリートブロック塀の安全性というか危険性の確認についての調査ということとなりますと、これまでそういった調査は行ってきておりません。安全性の部分につきましては、先ほどご紹介しました建築基準法施行令の中で定められている基準どおりに、基準を守ってつくっているかどうかという話と、あと、その後つくった後の管理がどの程度なされているか、その劣化状況によって安全かどうかというところが一つ判断されることになるかと考えております。基準どおりにつくっているかどうかというところの項目でいいますと、外観上わかるような塀の高さであるとか、また塀の厚さといったところは道路

部分からも塀の確認はできますので、比較的押さえることは可能かと思えます。

一方で、控え壁の話であるとかになりますと、敷地の中に入らないと正確なところはわからないという点の一つ課題としてあります。また、基礎に関しては土の中に隠れている部分ですし、鉄筋も壁の中に隠れている部分ですので、なかなか外観、目視での確認というのは難しいのが現状です。やはり基礎であると土を掘ってみてとか、もともとつくったときの資料を確認してみてもとか、鉄筋についていうと専門家の方が鉄筋探査機と言われる金属部分に反応するような機械を使って、きちんと鉄筋が入っているかどうかというのを確認することはできるようなのですが、かなり専門的な知識と技術が必要な調査になってまいりますので、その部分については、塀の所有者個人で確認するというのは難しいような状況となっています。

○西本委員

実際どうなのかということは、やはりその持ち主の方が責任を持ってやっていくということが必要だと思うのです。ただ、大丈夫と思っている方が大半なのではないでしょうか。なので、ブロック塀を持っている、特に通学路ですね、先ほどからいろいろありますけれども、まずは通学路に関して、今ブロック塀問題があるので、その調査をする、そして助成金もあるよということを積極的に該当する方々に周知をするということがあってもいいのかなと思うのです。相談された方に対しては当然対応されたと思うのです。そうではなくて、こちらから、特に緊急性の高い、通学路だったら通学路でいいのですけれども、その中での該当する部分に対して安全かどうか調べないとわからないのです。けれども、ブロック塀持っていますよね、今こういう事故があるので、事故も被害もあるので確認してはいいかがでしょう。もしも確認する際には相談はこの窓口とか、5つの助成金があるよというようなそういう紹介というのでも、直接お宅にチラシでも何でもいいのですけれども、するというぐらいの対応策をしていけば、あ、そうか調べてみようかなとか、命がなくなってしまうというほどの事故があったわけですから、意識が高いと思うのです。ただ、こういう助成金があるよ、支援策があるよというのがわからなければ、まあ大丈夫だろうみたいな形になってしまうし、本当に自分の持っているのが危険であるかどうかというのを意識もなくそのまま放置されてしまう状況だと思うのです。なので、通学であったら通学路の中でこういう調査をお願いします、確認をしてくださいというこちらから投げかけるという形も必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○長尾建築課長

既存の支援制度や、あとチェックシートの話であったり、こういったコンクリートブロック塀の安全を所有者ご自身で確認していただいたり、改善していただいたりというところに向けての取り組みの話としまして、個別の対応は今までもやっておりますが、これからも丁寧にやっていきたいと考えております。

また、現時点では広報しながわや区のホームページや、東京都のほうでもコンクリートブロック塀の問い合わせ先ということで都内全域的に窓口がここで支援団体がここでというような連絡先を耐震ポータルサイトの中に入れたりとか、そういった取り組みもやっておりますので、そういったいろいろな取り組みと連携しながら、幅広く周知できるように努めているところです。今後も今取り組んでいる安全対策についてそういう周知が図られるような取り組みについては検討してまいりたいと考えております。

○西本委員

いろいろと対策をとっているというのはわかります。それと問い合わせをいただいたら丁寧に対応していただけているのだろうかと、これもわかっています、理解しています。ただ、気がついて調査して

みょうかなと思う人は自分でも調べると思うのです。うちの塀大丈夫かなとかという意識の高い人は。意識のない人に対してどうなのかという話なのです。意識のない人に対しては、検討していただきたいのですが、こういう助成金がありますよということを直接その人、そのお宅にアプローチをかけていくということはやってもいいのではないかと思います。当然、建築基準法に合っていないというのは、そこはもう早急に改善していただいてメンテナンスとかが必要です。意外と考えてないのですよね、意識がないと思うのです。やはり意識づけするというのはそのぐらいの強気になってもいいのではないのでしょうかということを、危険度が高いわけですから、どういうふうに、なかなか民間の家ですから責任の所在という形になると当然民間のその持ち主がやるべきなのでしょうけれども、ただ啓発という形でいうともう少しプッシュしてもいいのではないかなと思います。これはいろいろ検討をこれからしていただければと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、次に豪雨対策について理事者からご説明願います。

○持田河川下水道課長

続きまして、私から防災対策のうち豪雨対策について説明します。資料としましてはA3、説明書きの入っているものと、資料1、資料2と書かれてございます3枚の資料でございます。こちらの3枚の資料で説明します。

まず、A3、1枚目の資料、左側をご覧ください。今年6月末から7月にかけて西日本を中心に発生しました平成30年7月豪雨について記載しております。西日本から東海地方にかけて、広範囲で大雨となり、6月28日から7月8日までの11日間の総降水量が高知県で1,800ミリ、岐阜県で1,200ミリ、佐賀県で900ミリを超えて、記録的な豪雨となったということでございます。下にあります図は、気象庁の報道発表資料から抜粋したものでございますが、赤く着色されているところが雨が強く降ったところを示しております。四国、東海、九州で多く降ったことがわかります。また、大きな被害の発生いたしました広島、岡山などにつきましても、赤い着色こそございませんが、それでも400ミリを超える黄色の着色というようになってございます。

下にありますグラフは総降水量の最も多い高知県安芸郡馬路村魚梁瀬というところの時間ごとの降水量を示したものでございます。6月29日に大きな雨がありまして、その後7月8日まで強い雨が長く降り続いたということがわかります。1時間に97ミリ、24時間で691ミリというような記録となったところでございます。

一般的な台風ということであれば2日程度で雨はやんでしまいますし、また、都市部でよくありますゲリラ豪雨という雷雨性のものであれば数時間で雨もやんでしまうということがございます。また、都や区がこれまで進めてきました治水対策の整備水準、1時間50ミリ、24時間400ミリでございますので、こういったものと比較いたしますと、このグラフにある雨といえますのが極めて大きい豪雨であるということがわかるところでございます。

A3資料の右側でございます。こちら、これら豪雨に対する対策について記載してございます。まず

は、河川、下水道の整備でございます。区内では、今回西日本で発生いたしました豪雨が整備水準を超える大きい豪雨だったということは事実ではございますが、その一方でやはりハード整備の重要性というのが依然として高いものと考えてございます。区内ではこれまで目黒川の荏原調節池や下水道の西品川公園の調整池などの貯留施設、第二立会川幹線などのバイパス管の整備を着実に進めまして、近年は大きな浸水被害は発生していないところでございます。さらに、現在立会川の下流で行っております雨水放流管の工事ですとか第二戸越幹線の整備事業も行っております。このような整備が完了いたしますと、50ミリの雨はもちろんでございますが、50ミリを超える雨につきましても、浸水被害の軽減というのが見込まれるというふうに考えているところでございます。

続きまして、品川区浸水ハザードマップについてでございます。区では、整備水準を超える雨が降った場合の浸水予想広域図、過去の浸水実績、避難所や避難時の心得等を重ね合わせまして、品川区浸水ハザードマップを作成してございます。この資料を各戸に配布するとともに、ホームページ等でも公開しております。想定される雨につきましては平成12年9月に発生しました東海豪雨、1時間114ミリ、総雨量として598ミリでございます。今回の西日本の豪雨が東京で発生した場合の参考になる雨量と考えているところでございます。

1枚おめくりいただきますと、品川区浸水ハザードマップをつけてございます。これは降雨のシミュレーションによりまして浸水が予測されるところを着色をしてございまして、ブルーが浸水の深さの深いところを示してございます。目黒川沿い、立会川の上流部分、目黒川の河口付近で深い浸水になっているということがわかります。この図につきましては、区民の皆様がご自分のお住まいの地域の浸水の危険度を把握していただきまして、豪雨時には、避難所等に避難いただくための資料ということでございます。命を守るために必要な情報をこうやって提供しまして、地域の防災力の強化を図る、こういった意図でございます。

1枚目にお戻りいただければと思います。次に、目黒川の氾濫に対する避難基準について説明いたします。区では、水防法の改正に伴いまして、目黒川が氾濫した場合の避難基準を設けております。ハザードマップと同様に、東海豪雨の雨、これをこちらで想定しまして、目黒川が氾濫した場合の避難範囲と目黒川の水位に応じた避難行動を定めたものでございます。避難は3段階で実施するものとしまして、目黒川の荏原調節池に5万トンの水が入り今後も水位が上昇するおそれがある場合に避難準備・高齢者避難開始、目黒川の水位がAP+4.47mという水位に達した段階で避難勧告、AP+5.42mに達した場合に避難指示を出すという決まりでございます。

2枚おめくりいただきますと、資料2ということで、「目黒川のはん濫に対する、避難が必要な地域と、身を守るための避難情報について」という資料がございます。避難が必要な範囲、予想される浸水の深さ、避難情報に対して求められる行動、避難のポイント等をイラストを交えまして示したものでございます。避難の基本は垂直避難。垂直避難が困難な場合には、最寄りの避難所に避難していただきたいという内容としてございます。

この資料につきましては、目黒川の避難に対する避難情報緊急通知コールの対象地帯ということで、つまりこの避難範囲に該当する世帯に配布をいたしまして、避難に関する事前の周知と通知コールの登録を求めている、こういったものでございます。

これ以外にも、区の防災対策としましては、降雨情報ですとか河川の水位情報を提供することですとか、水防訓練など各種防災訓練を通じまして、日ごろより防災力の強化をしているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

平成30年度西日本豪雨で、これもテレビでも報道でも何度もやっているのですけれども、真備町、ハザードマップと全く同じような形で浸水をしたけれども、それが正直活かされなかったと。活かされた部分もあったのでしょけれどもということは何度も何度も指摘をされていて、その原因は何かということをおっしゃっているのですが、一つこれを拝見して浸水ハザードマップ、浸水の予想と今までの実績というのを重ねてある非常に画期的なハザードマップであると思うのですけれども、こちらのほうの資料2のほうが目黒川のはん濫に対する避難が必要な地域ということで、避難が必要な地域は図中の黒枠で囲った地域ですということで、かなり限定をされた地域が載っています。例えば、北品川とか東品川が目黒川のところで、以前にたしか豪雨のときにかかなり浸水をしたというようなことがあったのですけれども、避難をすべき浸水と避難をすべきではない浸水というのが考え方としてあるのかどうか。これについて伺いたいと思います。

○持田河川下水道課長

こちらの資料2のほうにあります目黒川のはん濫に対する避難情報ということでございますが、こちらにつきましては大雨が降ったときに目黒川がはん濫をしてこういった深い浸水が予想される場所について、事前に水位がどの深さになったら避難勧告ですとか避難準備、こういった情報を出すかということをお定めしたものでございまして、これ以外のところでも当然大きな浸水が予想されることになれば、それはそのときの雨ですとか浸水の状況を見ながら避難準備とか避難勧告というものを発令するということになろうと思います。この目黒川につきましてはやはり川の水位を見て、どの水位になったらあふれそうだとということが事前に予測できるということもございまして、川からあふれる範囲ということで限定した地域の方にこういった避難情報という形で出しておるわけなのですが、区内全体で見た場合、やはりハザードマップにあるように、浸水が予想される場所にお住まいの方につきましては、大雨が降りましたら垂直避難ですとか避難所に避難するのが重要でございまして、この避難の準備をするための一つの基準を決めていくところとそうではないところにつきましても、その場合には状況に応じて避難の勧告を出したり指示を出したりということをおするといったことで考えています。

○あくつ委員

ありがとうございます。それはよくわかりました。

そうすると、このハザードマップのほうは、ごめんなさい、勉強不足で申しわけないのですが、色がついている部分で目黒川の氾濫以外で浸水をするというのは、きちんと読み込めば書いてあるのかもしれませんが、こういったことを想定をされているのか、教えてください。

○持田河川下水道課長

この目黒川の氾濫以外で下水道ですとか色がついているところにつきましては、これは下水道による内水氾濫というのですが、都市部においては基本的には下水道に雨が切り切れなくなって、そういった切り切れなくなった雨が地盤の低いところに道路を流れながら集まってしまうと。こういった状況の浸水というところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。そういうふうにと考えると、目黒川の周辺以外でもかなりそういう浸水というか、あふれてくるということがたくさんあるということが確認できるのですが、最初の話に戻るの

ですけれども、浸水ハザードマップがあったけれどもああいったことに、100名以上の方がお亡くなりになったということが西日本であって、品川区としては全く同じように重ねて見ることはできないかもしれませんが、そこからどういう教訓を得られて、今後はこのハザードマップをどういうふうに区民に対して活用いただくのか。この辺についての考えをお聞かせください。

○持田河川下水道課長

こちらのマップにつきましては、平成18年に作成してございまして、防災地図とあわせて各戸に配布しているところでございます。そういった形で基本的には各戸にこういった情報というのは周知されているというふうに考えているところはございますが、やはり先日の西日本の豪雨のような状況というのをやはり見てみますと、こういった資料の周知というのは必要だなと感じているところでございます。広報しながらですとかそういった中でも浸水対策の必要な6月ですとかといったところでこういったものをできるだけ周知したりですとか、あとは我々河川下水道課のほうでは浸水対策の事業を進めておりますので、そういった工事の説明の機会などでもこういったハザードマップというのを使って説明するですとか、今までそういったことを余りやってこなかったところもありますので、そういうような形でこの資料の周知に努めていきたいと考えているところです。

○あくつ委員

最後です。実は、ああいうことがあって、私も家族でこの品川のハザードマップを見ながら自宅の周りを見ると、本当に道路一本を隔ててそこは浸水するけれどもうちは浸水しないのかとか結構議論をしたのですけれども、ブロックというか、ピクセル表示というか、こういう四角の表示になっているので結構わかりにくい部分もあって。だから、1本道を隔てているから浸水しないとかということはもちろんないと思うのですが、そういう意味では非常にこれを活用して、本当に災害っていろいろな形が出てくるなど、本当にやってもやってもいろいろなことが出てくるなどというのが今回の実感だったのですが、やはりそういったことも品川区も意識を持って、今が逆にチャンスだと思いますので、周知のほう、また活用のほうをお願いしたいと思います。

○安藤委員

線状降水帯というものも品川区で近いものが発生して土砂災害への避難勧告など出された時期も最近ありましたし、今回の西日本の豪雨災害ということで、日本列島この品川を含めてこういう規模の雨が本当に降るということは、どこでも起こり得るなどということを実感しているのです。そうした中で、ちょっと基本認識としてお伺いしたいのですが、これはいろいろ整備をこれからもさらにしていくということもあって、基本的には1時間50ミリ対応ということなのですが、それをさらに強化していくということでも、戸越第二幹線等を整備するということなのですが、基本的には50ミリ対応だということだと思うのです。こういった整備が全部されたとしても東海豪雨、この前の西日本豪雨等、同規模の雨がこの品川で降った場合というのはこういう浸水ハザードマップで示されているような浸水が起こるという理解でよろしいのか確認させてください。

あわせて、今回豪雨対策ということなのですが、豪雨災害に伴って土砂災害、崖崩れの問題もやはり出てきて、そういった特別に対応が必要な区域というのも定められていると思うのですが、ちょっと今回ここに入っていないというのはどうしてなのか、お伺いします。

○持田河川下水道課長

まず、ハザードマップ、今いろいろ整備が進められている中で、このようなハザードマップの状況になるのかということにつきましては、このハザードマップは実は平成16年に東京都が下水を通した

際の地図をベースに各区でつくっているものでございます。ここから10年以上たっておりまして、施設整備の状況というのも当時から変わっているところがございます。今大雨が降るとこのとおりになるかという、少し状況は違うのかなと考えてございます。また、東京都のほうに確認いたしますと、今ハザードマップ、浸水予想の図というのも随時更新していこうということで今検討を進めていると聞いてございますので、最新の施設整備の状況などを踏まえると、こういった形とは少し違う結果になるのかなと思っております。

ただ、こういった雨はやはり50ミリですとかということの整備と、降った雨の大きさというのは、どうしてもこの差というのはなかなか埋まらない部分もあると思いますので、浸水がまったくなくなるようなことというのはなかなかないです。ただ、こういった形でやはり危険な場所というのをできるだけシミュレーションの技術なども上がっておりますので、精緻に示すことでまたそういった地域の防災力向上につながっていくと考えているところでございます。

あと、続きまして、土砂災害についてでございますが、今回豪雨対策というようなところもあり、雨の強さ、ハザードマップというものを中心に資料を作成したというところがございます。こういった土砂対策につきましても、今区のほうでは避難の考え方というのをまとめて、避難の必要な地域には周知するようといった制度をつくってございますので、そこにつきましても、目黒川の氾濫と同様な形で土砂災害に対する避難の基準というものもあわせて設定してございますので、そちらにつきましてはそういった今設定しております決まりに基づいた形で避難の勧告ですとか避難指示を出すという形での対応をとってございます。

○安藤委員

土砂災害についてはぜひ入れてほしかったなという思いがありましたので聞きました。いろいろ設備などの整備も進んでいる部分もありますし、最新の知見などもあると思うのですけれども、ただ、やはりすごい常軌を逸したような規模でこういった雨が降るということは、どこでも起こり得るのではないかなという思いがありまして。基本的な認識としては、かなりもう設備規模を上回るような大きな規模の雨が品川区も降るということは可能性があるわけですね。そういった東海豪雨ですとか西日本豪雨のような規模の雨の降り方というのはある。どこまでが正確かというのがありますが、基本的にはこういった浸水になり得るということでよろしいのかというのを改めて確認させていただきたいと思います。

あと、目黒川の氾濫の避難勧告等の資料が2で出ていますけれども、あわせて土砂災害のときも避難準備、避難勧告、避難指示と出てくるわけですが、それぞれの目黒川の氾濫のときと土砂災害のときのそれぞれの発令のときの基準というのですか。目黒川の場合は先ほど説明がありましたように、水面の状況である程度予想できるというお話があったと思うので、もしかすると区のほうで判断しているということかと伺っておたのですけれども、雨の降り方に合わせて勧告ですとかそういうものが発令されるという記憶もあったものですから、そのくらいの発令の基準というのもそれぞれ教えていただきたいと思います。

○持田河川下水道課長

まず、1つ目のご質問がありました施設整備や技術等が進んでいく中で、大雨が降ればこのようになり得るのかということでございますが、これはやはり東海豪雨ですとか西日本の豪雨のようなものが降ってしまった場合には、やはりこのような大きな洪水というか浸水というのは起こり得るものと認識しているところでございます。

○古巻防災課長

土砂災害でございますけれども、土砂災害につきましては、避難準備情報については大雨警報に土砂災害の警戒情報も入って警報があるのですけれども、それが出た際には高齢者等避難開始の情報を発令することになっています。ただ、避難勧告につきましては、気象庁から土砂災害警戒情報、または記録的短時間大雨警報が出された場合に避難勧告を発令する。避難指示につきましては、気象庁によりまして区内で大雨特別警報、もしくは崖崩れの前兆現象ですね、水が染み出してくるとかそういったようなことが調査によって判明した場合に避難指示を発令するというような基準を定めてございますので、それに基づいて運用しているところでございます。

○安藤委員

目黒川のほうはどうかというのをあわせてお伺いします。

あと、それぞれ発令されたときの、こういった大雨が近づいてくる、予想される時というのには本当に大変な、区職員の方も任務でいらっしゃると思うのですけれども、それぞれの発令のときにどういう動き方をするのか。今土砂災害のほうでは崖崩れの前兆がある場合とおっしゃいましたけれども、そういったことも基本的には職員の方が確認するしかないわけです。それぞれどういう動きをされるのかというのを、ざっと教えていただきたいのと、それと土砂と目黒川氾濫でそれぞれ細かい丁目ですとかが決まっていると思うのです。この地域に対するこういった事前周知というのですか、かなりやっていたと思うのですけれども、現状どうなっているか、それぞれのお宅にどういう周知がされて、具体的に発令される場合というのはどういうふうなときに対象の世帯に連絡がいくのか、あわせてお願いします。

○持田河川下水道課長

すみません、先ほど答弁が漏れました。目黒川の氾濫の基準につきましては、本日お配りしております資料にございますとおり、目黒川の水位が上がりますと目黒川の荏原調節池に5万トン入ってまだ水位が上昇するおそれがある場合には避難準備・高齢者等避難開始。さらに、目黒川の水位がAP+4.47mに達したときに避難勧告、AP+5.42mのときに避難指示でございまして、基本的にはこれだけの大雨、水位が上がる場合については、当然にして大雨警報等が発令されているというふう考えるのが自然なわけではございますが、基本的には目黒川につきましては調整池に入った量ですとか、河川の水位によってこういった避難の行動について発令していくと、こういった決まりになっているところでございます。

○古巻防災課長

まず、風水害に関しまして、体制でございますけれども、台風等で大雨の発生が予想される場合につきましては、事前に水防対策本部を立ち上げます。その中で、情報収集をする役割や、実際に現地に回る担当というものも事前に決めておりますので、そういった中で、水防本部の中で現地の調査をして、土砂災害の警戒が必要な状況になりそうだという予想がつく場合は現地の調査をしまして、その中で目視で、先ほど申し上げたような避難準備等に必要な情報等の発令の準備をするというような形で実際に職員が回ることも状況によってはあるということで、あとは気象情報等を収集しながら対応を進めていくところでございます。

○たけうち委員長

対象地域への案内と、対策地域。

○古巻防災課長

失礼しました。対策地域につきましては、目黒川と同様、避難情報緊急通知コールで通知をしていることもございますし、また事前に出水期の前に建築課でチラシの配布ですとかそういった対象の世帯各戸に対しての事前の周知、それから、実際に避難情報を発令した場合には、こういったメディアで知らせる仕組みや、それから近年はケーブルテレビのテレビ・プッシュでもお知らせするような体制を整えているところでございます。

○安藤委員

電話でということでも、それは前進したと思うのですけれども、近年なかなか固定電話も入れないお宅などもあって、漏れないようにしていただきたいと思っております。

それと、動き方ということで本当にみずからも危険を伴いながら地域で活動していくというのは本当にありがたいと思うのですけれども、災害弱者の方で避難したくても避難できない方がたくさんいらっしゃるのです。そういった方々をぜひ区としても積極的に把握していただいた上で、いざ緊急に避難しなくてはいけないという場合は、やはり区としても地域の中に入って、積極的な役割を果たしていかないと命は救えないと思うのです。そこら辺に関しては、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうかというのが質問です。

最後、要望なのですが、この防災ハンドブックなどにもありますけれども、こういったハザードマップ等、あるいは防災関係の地図をホームページにアップするときに、画像が粗いのですよね。非常に画素が粗くて、拡大に耐えられないというものもありまして、若い方はインターネットで情報収集しますので、そこはしっかり実際に見るときに活用できるように改善していただきたいと思っています。これは要望です。質問のほうだけお願いします。

○古巻防災課長

避難勧告と実際に要支援の方、避難が着実に進むような形については、区としましても対応をとっていきたいと考えておりますので、具体的には今後計画をつくる中、もしくはさまざまな町会等との話し合いの中でいろいろ対策が進むようにしっかりと支援をしていきたいと考えております。

○西本委員

一つ一つ伺いますが、ハザードマップが平成18年になっていますけれども、これが新しくなるという認識でいいのでしょうかというのが1点。それと、今もありましたが、非常に粗いのですよね。非常に見づらいです。拡大するとほとんど丁目が見えない。この改善をやはりしてほしいなと思っております、その辺についていかがでしょうか。そして、もう一つは、目黒川の氾濫に対するということがあります。資料2のほうですが、ここに避難方法ということで書かれてあります。2階以上へ避難、3階以上へ避難と書かれてあります。これが基本なのでしょうけれども、この目黒川沿いのところというのはほとんどマンションです。それで、商業施設が入っています。1階が商業施設で2階、3階に逃げろと言っても逃げられないです、ほかの家なので。1階は危険かもしれないのですけれども、2階には行けないのです、ほかの家なので。なので、やはりこの地域の状況、環境によってアドバイスの仕方が違うのではないかと思います。例えば、マンションごとに、目黒川の氾濫があったときに、では皆さん協力して1階の方々を助けましょうというような状況であるならば2階、3階等に避難できるかもしれないのですけれども、それはどうなのでしょう。この避難の方法は現実的な避難の方法になっていないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○持田河川下水道課長

まず、ハザードマップの改訂についてでございますが、浸水予想を色で塗り分けている図につきまし

て、これも東京都がある程度河川の流域をまとめてシミュレーションをかけて、こういった形でつくって、それに各区でいろいろな情報を載せて地図にしたものでございます。今、東京都の状況を聞きますと、この浸水を予測した図の見直しを進めていると聞いてございます。いつまでにというところまではちょっとまだ確認できていないところではございますが、改訂を進めているというところではございますので、その改訂情報が出れば、それに対して区としての避難所ですとかこういった情報を載せてのハザードマップはつくれると考えてございますので、時期についてはかなりずれはございますが、こういった更新に向けて動いているところでございます。

また、ホームページで見にくいというところもございますが、今区のホームページやハザードマップを見まして、区全域で見られる図と4分割ぐらいで見られる図がありますが、そこが限界というところではございますが、このあたりも改訂にあわせて少しずつ改善できればなと思っていますところでございます。

○たけうち委員長

避難の仕方、どちら。防災課長ですか。

○古巻防災課長

補足で、ハザードマップですけれども、東京都の更新がありますので、それを受けて防災課のほうで今改訂の準備を進めています。一定は今年度中にある程度の更新はできるかと思っておりますけれども、東京都の更新が間に合わない部分については来年度以降という形になろうかと思っておりますが、順次そこは進めていくというふうにご理解いただければと思います。

避難方法ですけれども、これは案内の仕方等ということはありませんけれども、基本は垂直避難ですというご案内はしますが、それによれない場合については避難所へということ、必ず避難所をあわせて開設してご案内しますので、避難できない、要は2階、3階に避難できませんよという場合については、避難所へ避難してくださいというようなご案内をしております。また今後このあたり十分に周知が進むようにしていきたいと思っておりますので、そういった形で周知・啓発していきたいと思っております。

○西本委員

ハザードマップについては、これは平成18年度ですから非常に画像が悪いのも大分改善されるのかなと期待しておりますので、よろしく願います。見やすいように色分けができていればありがたいなと思います。

避難の方法なのですが、いろいろな方法があると思います。避難所に行かれる方もいらっしゃると思うし、あとはマンション全体での避難方法というのも、もしかしたら考えられているところもあるのかもしれないのです。なので、できればどこまで自分たちのマンションとかが危険になったときにどうしていくかというのが、そこを自主的に考えていただけるというのが一番いいのかなという思いもあるのです。なので、そういうことを啓発しながらも、例を挙げるときに地域によってこれが適用される場合、適用されない場合があるものですから、それを意識した形で目黒川のはん濫という、しかも地域を限定して色分けをしているわけです。そういった場合に、この避難の方法の例が2つあるのですけれども、これはもう少し考えないと実際の避難する方々がどこに避難したらいいのですかといったときに、2階に行けない、3階に行けないよねという形になってしまうので、そこも含めて皆さんで考えられるように啓発をしていただくのが一つの方法なのかなと思います。

もちろん、この避難のご案内であるとか、勧告があったときにはこのような形で避難してくださいという、それはそれでいいと思うのですけれども、これをもとにして、現場の状況によってはこれが適用

できない場合もあるので、そこは地域の人たちを含めて考えられるような啓発は必要なのではないかと思っておりますので、なかなか難しいかと思っておりますが、それが入った形でぜひいろいろな地域の中での氾濫、洪水等の避難対策というものを考えていただければなと思っておりますので、これは意見として終わります。

○筒井委員

目黒川の氾濫に対する避難基準のところ、APとありますけれども、私もいろいろ調べてみますと水位の基準がいろいろあるようですが、改めて確認の意味で、APという意味は何なのか。イメージ的には通常時の水位からプラス4.47m、プラス5.42mというイメージでよろしいのか。その辺りの確認をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、先ほどこの浸水ハザードマップの周知をされているということなのですが、たしかに浸水というか、こういう防災対策というのは非常にある意味意識していないとなかなか避難の支援もうまくいかないと思われまので、適宜こうした豪雨が起りやすい時期、例えば6月とかに広報しながわとかで掲載して行って、適宜適切にしっかりと広報していただきたいのですけれども、その広報しながわに載せるお考えというのはどうなのでしょう。この2点をまずお願いします。

○持田河川下水道課長

目黒川のAPという、ちょっと何かわかりにくいところでございまして、水面の高さの基準が実は東京都内で2個考え方がありまして、APというものとTPというものがございまして。ちょっとわかりにくいのですけれども、河川水位は満潮と干潮の動きを繰り返すわけなのですけれども、基本的には平均的な水位をゼロmととるのをTPと呼んでいまして、その高さを1mととるのがAPというもので、いずれにしろ、ある基準をもとにした水面の高さというふうに考えていただければと思います。これでAP+4.47mとかいうふうなのは、目黒川の堤防の高さというのが同じAPという表示で5.6mというのが目黒川の避難勧告を判断する堤防の一番高い部分の高さでございまして、AP+5.42mというのは堤防のほぼ満杯ということで、今あふれそうな直前という形でご理解いただければと思っております。

また、こちらの広報でございまして。現在のところ、広報しながわに浸水対策号というような形で6月に載せております。いろいろ浸水の種類ですとか避難のお話ですとか、そういったものも載せてございまして。ただ、このハザードマップにつきましても、つくった時期が平成18年でございまして、どちらかというハザードマップもありますよ、ご覧くださいというようなスタイルになってございまして、見直し等の機会を捉えまして、このハザードマップにつきましてももう少し大きくクローズアップするような形での広報というの必要と考えてございまして。このあたりにつきましては検討してまいりたいと思っております。

○筒井委員

ぜひよろしく申し上げます。また、先ほども質問が出ましたけれども、2006年のものなので、なるべく早めに新しいものに更新をしていただけるとよろしいかなと思っております。

ハザードマップのところ、小学校のところ、城南第二小学校が記載されていないのですけれども、これはこの避難所になっていないから城南第二小学校の記載がないという意味なのかなと思っておりますけれども、そうすると地震等のときは避難所に城南第二小学校が載っている。浸水のときは城南第二小学校が避難所にならないから載っていないと、そういった意味でよろしいのかということと、ハザードマップで城南第二小学校の位置を見ますと、2m、水色の色になっておりまして、1mから2mの水の

深さになってしまいます。ハザードマップをざっと見ますと、このぐらいの深さまでいく小学校というのは城南第二小学校しかない状況になっておりまして、1 mとか2 m浸水してしまうということなのですけれども。この場合、城南第二小学校の浸水に対して何らかの対策をとる必要はあるかなと思ったのですけれども、その点いかがお考えなのでしょうか。

○古巻防災課長

ハザードマップにあります避難所は、あくまでも最大限という形で記載をしておりますので、状況に応じて開ける開けないという判断があろうかと思えます。また、現在ハザードマップの見直しを進めていく中で、こういった避難所のあり方についても多少見直しが必要なのかなということも検討しておりますので、城南第二小学校について浸水対策というよりは避難所のあり方としてどこがふさわしいのかとか、こういった状況でどこに避難すべきものかということをもう少し整理をするというのがこの今現在の検討の状況かなということなのだと思います。

それによって、学校のほうも何らか設備的な体制が必要になってくる可能性もありますけれども、そちらは浸水ハザードマップのほうに更新をした中で対応を進めていくべき問題かなと考えてございます。

○筒井委員

確認したいのですけれども、浸水のときの避難所と地震のときの避難所は違うということでもいいのでしょうか。

○古巻防災課長

違うといえば違うというのですか、同じ避難所を兼ねる場合もありますけれども、当然浸水の場合は浸水エリアに避難しても避難にならないので、それについては避難所としては開設をせずに、きちんと高台なり浸水しないエリアに避難所を開設してそれを案内するという流れになりますので、それを分けて考えていただければという。必ず同じところに避難するというわけではなくて、こういう形で浸水の場合は設定しているということです。

○筒井委員

承知しました。対策のほう、適宜やっていただきたいと考えております。周知のほうもお願いします。先ほど西本委員からも質問が出ましたけれども、目黒川沿いの水色の青になっている地域はマンションとかビルが多い地域だと思うのですけれども、そういったマンションとかビルのエレベーターの電源が地下にある場合というのが結構多いかと思われま。やはりそれで浸水が1 m、2 mぐらい来ますと、完全にエレベーターが停止してしばらく身動きがとれなくなるというような状況も起こり得ますので、そのあたり、今後難しい問題かと思うのですけれども、その対策や周知の方法とかどうお考えなのでしょうか。

○持田河川下水道課長

こちらのハザードマップで色分けしてございます部分としては、避難という意図が一つあるのと、あとは建築物を建てる時に防水板をつくるですとか、そういった水が入らないように少し入り口を高く上げるとか、そういったものにもこの資料というのは使える資料だと考えてございます。そういったビル等、地下に電気のそういった部屋を設ける場合について、やはりこういった過去の浸水の実績ですとか予測を見て、やはり建築される方のほうで防水対策といったものやっていくというのが今後必要だと思いますので、そういった意味からもこのハザードマップというのをしっかり周知をしていきたいと考えているところでございます。

○筒井委員

これから新しくつくる場合はおっしゃるとおりなのですけれども、既存で今建っている建物、特に古いものとか。ですから、地下の電源に水が浸水しないように土のうとか品川区で防水板の助成とかやっておりますけれども、それは要件があって今の要件には適合しないかもしれませんけれども、その要件をちょっと広げていただいて、ビルとかマンションにも防水板の設置とかそうした対策や自主的に防水板などの周知というのも必要だと考えているのですけれども、ぜひそれはやっていただきたいのですけれども、その点お考えはいかがでしょうか。

○持田河川下水道課長

今、防水板の設置工事の助成につきましては、土地が標高5m以下ということで、高台の上ではないような一般的な土地のところであれば、基本的には防水板の助成というのは受けられるようになってございますので、個人でも受けられるようになってございますので、その場合につきましては、所管のほうにご相談いただければというところです。

○森住宅課長

住宅課のほうでは、マンションの防災対策等検討交流会というものを開催してございます。そのほかで防災課と協力をしまして、マンションの防災対策や管理の方法等々、周知や皆様と情報共有をやっていく中、浸水につきましては、特に大きな話題として出たことはないのですけれども、この中で防災対策の啓発を通してそういった地域における防水のやり方とか防災のやり方とか、その辺についてマンションの管理組合などの皆さんと情報共有していければなと思っております。

○横山委員

ちょっと1点だけお伺いしたいのですけれども、今、防災体験VRがビル火災からの避難ということであるかと思えます。私、石巻市ですとか女川町のほうにうかがったときに、津波の高さの何mという表示が町の至る所にあっただけなのですけれども、例えば浸水時の水の深さが何m以上とか書いてあったとしても、実際にリアルにどういう形で水が来るのかとかというところが、やはりマップですとか文字の情報だけですとわかりにくいかなと感じておまして、ビル火災からの避難を私は体験したのですが、すごくリアルに実感ができて、爆発したりですとか避難するときどういうふうにしたらいいのかというのがとてもよくわかりました。例えば、こういう豪雨ですとか洪水、高潮、浸水みたいなバージョンみたいなところも今後検討していただけたらいいのかななんて希望としては思っているところなのですけれども、実際の避難ですとか被害の状況というのを区民の皆様はどう感覚を持っていただくのかというところについて、区としてのお考えをお聞かせください。

○古巻防災課長

VRに関しましては、現在、先ほど委員からもご発言いただきましたビル火災からの避難という内容のものが公開になっておりますけれども、今後は地震に関しまして、地震の火災における木造密集エリアからの避難ですとか、マンションでの地震の予想といったものをVRの内容として追加をしていきたいと考えております。豪雨に関しましても当然災害の一環としてVRの技術を活用した何か体験のものができると、確かにリアルな体験ができるのかなということはおっしゃるとおりかと思っておりますので、VRの活用については今後さまざま検討してというより、何といたしましょうか、実感を持った体験ができるような中身を考えていきたいと思っております。

○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時 4 0 分休憩

○午後 3 時 5 0 分再開

○たけうち委員長

建設委員会を再開いたします。

○たけうち委員長

4 その他

それでは、次に会議の運営上、予定表 4、その他を先に行います。

その他で何かございますか。

○古巻防災課長

私からは、8月8日にありました台風13号における対応につきましてご報告させていただきます。資料はお手元にA4、1枚でお配りしておりますけれども、ご覧いただければと思います。

経過ですけれども、8月8日、15時48分に第13号の接近に伴いまして大雨注意報の発表がございました。その後、この台風が東京を通過する予報ということで、17時15分をもちまして応急対策本部を設置いたしました。暴風・波浪警報がこの後でございましたが、大雨については注意報のまま推移をして、翌朝早い時間に暴風・波浪警報の解除になったということで、6時をもって応急対策本部を縮小しまして、その後8時半に応急対策本部解散という状況でございました。大きな雨も降らず、風・波は多少強かったのですが、こちらについても顕著な状況ではなかったということで、被害状況でございますが、人的被害、浸水被害等合わせましてどちらもなしということでございましたので、台風ではございましたけれども、大きな被害なしということでご報告をさせていただきたいと思っております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件についてはよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

それでは、ないようですので、その他で何かございますか。

○富澤災害対策担当課長

私からは、Jアラートによる全国一斉の緊急情報伝達試験の実施につきまして、口頭でご報告させていただきます。なお、資料につきましては、ございません。

この試験につきましては、国からの通知に基づき、機器のふぐあい解消などを図るため、全国瞬時警報システム、通称Jアラートと呼ばれるシステムの全国一斉の情報伝達試験を実施するものでございます。今年度のJアラートによる試験は四半期ごとに実施され、今回の実施は年度内2回目の伝達試験でございます。

実施日時でございますが、8月29日水曜日、午前11時ごろに実施されます。この試験は全国一斉に実施されるもので、区内では135カ所に設置してございます防災行政無線や個別受信機などを通じまして放送が流れるものでございます。

放送内容につきましては、チャイムが鳴りまして、続いてこれはJアラートのテストですと3回繰り返

返した後に、「こちらは品川区役所です」とアナウンスが1回流れ、チャイムが鳴って終了という流れでございます。区民の皆様への事前広報ですが、町会の掲示板や広報しながわ、区ホームページなどを通じましてお伝えしてまいります。

今後の情報伝達試験の予定ですが、11月21日、翌年の2月20日に実施する予定となっております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件についてご確認等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ないようですので、その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

3 行政視察について

○たけうち委員長

最後に、予定表3の行政視察についてを行います。本件は都市環境部長のみお残りいただき、その他の理事者の皆様は、ご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

まず、正副より1点ご案内申し上げたいと思います。前回7月30日の委員会において、本年度の建設委員会の行政視察の実施について委員の皆様よりご決定をいただいたところですが、その後、西本委員より、一身上の都合により今回の行政視察への参加は辞退したい旨、申し出がありました。正副で検討したところ、本来全員参加が望ましいものの、委員会から本人の意思に反して参加を強制することはできないとの考えから、これを許可してはどうかということで意見がまとまりました。皆様の同意が得られれば、そのように進めたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。それではさよう進めさせていただきます。

それでは、勉強会に入ります。

本日は、お手元の行政視察についての資料をもとに、視察先の概要等について、理事者より簡単に情報提供していただき、その後、視察先における調査事項など、ご意見があればお願いしたいと思います。

それでは、はじめに視察先の概要等について、簡単にご説明をお願いいたします。

○中村都市環境部長

それでは、行政視察先でございます兵庫県神戸市、それから静岡県浜松市、愛知県名古屋市における調査項目の概要について説明させていただきます。

まず、お手元の資料、インデックスの神戸のところをお開きいただけますでしょうか。兵庫県神戸市ということで、こちらに人口や世帯数、面積が記載されておりますが、これは記載のとおりでございます。まず、人口でございますけれども、153万人ということで、これは品川区と比較しますと品川区が39万人ということで、目安として人口が品川の約3.9倍、ざっくり4倍ということでございます。面積でございますけれども557㎓ということで、こちらの面積は品川区の24倍ということです。人口が4倍で面積が24倍、そんな感覚というものでございます。

神戸市でございますけれども、兵庫県の南部にございます県庁所在地でございます。平成7年1月17日に発生しました阪神・淡路大震災では市内のほぼ全域で震度7を観測して、市街地やインフラに大きな被害を受けております。その後、復興が急速に行われてきたというところでございます。また、平成17年には神戸空港が開港しておりまして、この空港は市営空港として神戸市が設置・管理を行っているということでございます。

それでは、視察先でございます神戸市の人と防災未来センターについて説明をさせていただきます。資料のページをおめくりいただきまして、10周年記念誌という表紙のところをご覧くださいませでしょうか。こちらに基づいて説明させていただきます。

この資料は一部抜粋となっております。それでは、ページをおめくりいただきたいと思いますが、28ページをおめくりいただけますでしょうか。はじめに、センターの概要でございますけれども、オープンが平成14年4月ということでございます。こちらは28ページでございますけれども、センターの10年の歩みといたしまして、開設から10年間の活動概要がこれ以降のページで記されております。施設の設置の経緯でございますけれども、28ページの冒頭のところ、阪神・淡路大震災メモリアル構想という太字のところがございますが、こちらは大震災の教訓を後世に残し、震災とその復興過程から得られた知識や知恵を情報発信することによって世界の災害対策に活かそうという阪神・淡路大震災メモリアルセンター構想を端緒とし、国の支援を受けて設置した施設であると記されております。

この大震災、平成7年1月17日に震災がおきまして、その年の10月に政府が阪神・淡路復興委員会におきまして、復興特定事業の一つとして阪神・淡路大震災記念プロジェクトというものが提言をされたそうです。そこから阪神・淡路大震災メモリアル構想というものにつながり、さらにそこから施設の設置につながったということでございます。

隣の29ページをご覧ください。左の段の写真がございまして、写真の下、平成14年度のところで人と防災未来センター。防災未来館の開館というところでございまして、4月21日に皇太子同妃両殿下のご臨席のもと式典が行われ、27日から一般公開ということでございます。同じく29ページの右の段の上のほうから7行目にありますとおり、初年度の入場者の延べ人数が25万6,789人ということでございます。さらに、下のほうに行きまして、平成15年度、ひと未来館の開館ということで4月に一般公開されたということでございます。

ページをおめくりいただきまして、31ページをご覧ください。31ページの左の段の平成19年度のところでございまして、平成19年度のところが新潟県中越沖地震の発生によりまして、現地支援等を行っているということでございます。また、その下、平成20年度のところでございまして、中国四川大地震の発生により現地調査ということ。それから、同じく31ページの右の段の上から約10行目ぐらい、2段落目のところですが、「世界的に」というところです。こちらはひと未来館のリニューアルをしたということで、風水害への理解を深める水と減災について学ぶフロアということで、今まで震災についての展示だったところをリニューアルをして再オープンしたということでございます。それから、ページをおめくりいただきまして、32ページをご覧くださいませでしょうか。32ページの平成23年度のところでございまして、こちらは東日本大震災の発生に伴いまして発災直後から約3カ月間被災地において政府の現地対策本部等の協力、また復興支援を行ったというようなことが記載をされております。また、同じく32ページの右の段の、「最後に」というところをご覧ください。「人と防災未来センターは、平成14年の開館からこれまで、阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信する施設として、国内外から注目を浴び、年間約50万人に利用いただいている」とい

うことです。それから、その次の段落で、貴重な震災の資料の収集・保存、それから情報発信、こういったものにも取り組んでいますということでございます。また、下のほう、最後から4行目でございますが、最後の段落でございますけれども、今後も国際的な防災情報発信拠点として減災社会の実現に貢献していきたいというところでございます。

この施設と組織のミッションでございますけれども、となりの33ページでございます。こちらに阪神・淡路大震災の経験を語り継いでその経験を未来に生かすということで、地域の防災力の向上、それから防災政策の開発支援を図って安全・安心な社会を実現するというものでございます。事業ごとのサブ・ミッションといたしまして、こちらに展示ですとか資料収集ですとか、あるいは防災研究、交流・ネットワーク、全部で7つのサブ・ミッションが記されてございます。

おおよそこの施設の概要は以上でございますけれども、またセンターの機能ということで、次のページをめくっていただきまして第2章になりますが、36ページをお開きいただけますでしょうか。36ページにおきましては、施設の概要ということで、施設は西館と東館と分かれております。先ほどございました西館が平成14年に開館をしまして、その後東館が1年おくれて開館をしてひと未来館ということでございますけれども、こちらが地震の展示から風水害に展示内容をリニューアルして再オープンということで、西館と東館でそれぞれ展示の内容が、コンセプトが違っているというところだそうでございます。

施設の概要のこの36ページの左の段の「第1西館」というところでございますけれども、こちらは阪神・淡路大震災の経験と教訓を初め、地震防災を中心とする情報発信ということでございます。この36ページの左の段の一番下から2行目あたりでございますけれども、映像による事前ガイダンス、またボランティアによるガイドツアーなども開始をしているということでございます。同じく36ページの右の段でございますけれども、「第2東館」という太文字のところでございます。こちらは東館の展示を平成15年4月に一般公開を開始したということで、その下のほう、2段落目のところに行きますと、開館当初、大震災で再認識した命の尊さ、またともに生きることのすばらしさを体験して学んでもらうことを基本のコンセプトとしたと。その後、さまざまな風水害を伴う大規模自然災害が多発するということでリニューアルしたということが述べられてございます。こちら映像を中心に風水害に関する防災展示を充実させているというようなことも記載がございました。

それから、隣の37ページをご覧ください。37ページの左の段でございますけれども、上のほうに入館料金というのがありまして、これは改定が行われているようです。その下、利用者の動向ということでございますけれども、利用者の推移という棒グラフがございまして。開館当時の平成14年度が25万人というところでございまして、それ以降平成15年から平成23年までの間、50万人を超えているということで、ただ、唯一平成21年度だけが30万人を少し超えたぐらいというところでございます。この平成21年度は新型インフルエンザの流行により臨時的閉館を行ったり、また来館予約者のキャンセルもあったということで来館者が減っているというところでございます。

恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして、飛びまして40ページをお願いいたします。40ページでございます。こちら、展示の内容でございますけれども、左の段の一番上のほう、1.17シアター（「5：46の衝撃」）ということで、これは阪神・淡路大震災のマグニチュード7.3の兵庫県南部地震が発生したというところを特殊撮影やコンピュータグラフィックスの映像により再現をしているというところで、ビルが倒壊したり家屋、高速道路、こういったものの破壊がビジュアル的に体感できるというようなことでございます。その下に写真がございまして、さらにその下、(2)震災直後

のまちということで、強烈な地震動により破壊された極限状態の町をジオラマ模型で災害の現場を再現しているということでございます。また、その下、(3)番、大震災ホール「このまちと生きる」ということで、震災から復旧・復興していく町の人々の姿を時の流れに沿ってドキュメンタリー映像で伝えているものだそうでございます。

恐れ入ります、またページをおめくりいただきまして、42ページをご覧くださいませでしょうか。42ページの右半分の段でございます。こちらの上のほう、右上(3)番、震災を語り継ぐということで、これは語り部の方が自分の震災体験を語っていただくということ、それから震災に関わった方々がビデオの出演で体験を伝えるというようなことがあるということでございます。それから、その隣43ページ、次のページでございます。43ページの左半分の段、(5)資料室ということで、こちらの施設の取り組みとしまして、資料の収集なども行っているということ、図書やビデオなどの開架により自由に閲覧することができるというものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、60ページをご覧ください。左上、第2節、資料収集・保存というところで、これ以降はこの施設の主な取り組みの事業の内容というところの紹介になってきます。こちら、60ページは資料の収集・保存ということで、非常勤嘱託員の4名の専門員が中心となって、震災資料の収集・保存といったものに努めたということでございます。

また、ページを飛ばしていただきまして、68ページをご覧くださいませでしょうか。68ページは第3節ということで、こちらは実践的な防災研究と若手防災専門家の育成ということで、資料の収集だとか、あと震災を伝えるということ以外に、防災専門家の人の育成も行っているということでございます。

飛ばさせていただきます。続きまして、96ページをお開きください。96ページは、第4節ということで、こちらは今度は災害対策専門職員の育成。これも人の育成でございますけれども、こちらは地震の災害による被害の軽減に役立てることを目的として、自治体の市長ですとかあるいは自治体の防災担当職員、またいわゆる専門職の人を対象に専門研修、こういったものを実施するというところになったところでございます。

それから最後に、107ページをご覧ください。107ページでございますけれども、こちらの第5節、災害対応の現地支援ということでございます。こちら、概説というところで、こちらは災害対策専門派遣事業というものを実施をしているということでございます。それからまた、同じく107ページの右半分の段のところですが、(3)専門家の派遣ということで、こちらは都道府県からの要請に基づきまして、被災地の災害対策本部等にセンター長等で構成する専門家チームを派遣するというところで、それぞれの都道府県の派遣元の責任者の意思決定をする上で参考となるアドバイス、支援等を行うということでございます。また、その下、(4)番といたしまして、都道府県からの要請に基づき、被災地からの相談に随時対応するというところも行っているということでございます。

○たけうち委員長

続けて。

○中村都市環境部長

続けて。では、続きまして、神戸の次は浜松です。浜松のほうのインデックスの資料をご覧くださいませでしょうか。浜松のほうでございますけれども、こちら人口・世帯数・面積は記載のとおりでございます。こちらは人口は80万人ということで、品川が40万人弱ですのでちょうど倍です。人口が倍で、それから面積は品川の50倍になります。面積は非常に品川よりも広いということでございます。

す。

それでは、資料のページをおめくりいただけますでしょうか。浜松版スマートシティに向けた取り組みという資料でございます。こちらの資料はパワーポイント用の資料になっていると思いますけれども、A4の1ページに2つのスライドが印刷してございます。この下のほうのスライドに、1、浜松市の概要というのがありますけれども、こちらの右下のほうに、小さくスライド番号1というのが書いてあります。このスライド番号を説明では使わせていただきます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、スライドナンバーの5をご覧くださいませでしょうか。浜松市のエネルギー消費状況を見ていただけますでしょうか。こちらは下のほうに棒グラフがございます。左側の棒グラフが全国のエネルギー消費量における電力の依存の割合ということになっております。こちらのほうを見ますと、全国的には一番左の棒グラフの棒が製造業ということで、上に20.2%と書いてございます。これが電力の依存度の割合、パーセンテージです。右側の棒グラフを見ていただきますと、こちら右側は浜松市の依存度ということですが、同じ製造業のところを見ていただきますと35.5%ということで、電力依存が非常に高いということだそうです。また、今度は左の全国の表を見ていただきますと、4本の棒の一番右側の家庭の電力が51%、浜松は70.8%と。それから、業務のほうは同じぐらいです。全国は43.8%で浜松が45.5%ということで、いずれにしても電力に対する依存度が非常に高いというグラフになってございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、スライド番号の7番をご覧くださいませでしょうか。こちらは平成23年東日本大震災後に全国的な電力供給の安定供給について、非常に懸念が広がったというのが記憶に新しいかと思っておりますけれども、この浜松市ではそういった懸念を改善をしていくために、喫緊の課題といたしまして再生可能エネルギーなどを使ったエネルギーの地産地消、こういったものを目指して、新エネルギー推進事業本部というものを設置をいたしまして、エネルギーの地産地消への政策を推進することとなったということです。

恐れ入ります、スライドの8番をご覧ください。8番は、四角で囲った中の赤字のところでございますけれども、平成25年に浜松市エネルギービジョンというものを策定をしたということで、エネルギーに対する不安のない強靱で低炭素な社会、浜松版スマートシティの実現を目標として、四角で囲んだ下でございますけれども、再生可能エネルギー等の導入、それから、省エネルギーの推進、エネルギーマネジメントシステムを導入、それから環境、エネルギー産業の創造というものを進め、スマートシティを目指すということでございます。

次のスライド9番でございますけれども、再生可能エネルギーのイメージといたしまして、さまざま挙げられております。バイオマス、それから太陽光、また水力、風力、さまざまなエネルギーの導入のイメージが掲げられております。こちらエネルギーベストミックスと書かれておりますけれども、これは例えば太陽光だけで全てが賄えるということでもないということで、さまざまなエネルギーを使うというところ、またもう一つはリスクの分散ということで、これもやはり自然災害の中で使えなくなるエネルギー源もあるということもあって、ベストミックスというのはリスク分散と、それから総合力で供給するという、そんな目的があるのかなと思っております。

恐れ入りますが、続きましてページをおめくりいただきまして、スライドの11番をご覧ください。11番でございますが、目標としまして2030年度に電力自給率20.3%を目指すということでございます。

また、次に太陽光発電についてですけれども、スライドの13番をご覧ください。こちらのほうには、

浜松市は太陽光発電の最適地と書いてございます。日照時間が良好というところでございます。また、先ほどちょっと品川との人口と面積の比率を申し上げましたけれども、人口のほうは約倍にもかかわらず面積が50倍近くあるということで、やはりこの辺はかなり恵まれた環境にあるかなと考えられます。

続きまして、スライドの15番をご覧ください。スライドの15番は、この太陽光発電の導入実績が日本一というようなことが書かれております。

続きまして、スライドをまたおめくりいただきまして18番をご覧ください。こちらは株式会社浜松新電力についてでございますけれども、平成27年の10月に設立されたということで、浜松市とそれから地元企業とで設立をされ、市内に電力が供給されているということでございます。この浜松新電力でございますけれども、再生可能エネルギーによる地域新電力ということでございますが、浜松市が政令指定都市の中で初めて民間電力会社に出資したということだそうです。

それから、続きまして、ページを飛ばさせていただきますけれども、最後になりますが、スライドの41ページをご覧くださいませうでしょうか。少し飛びますけれども、スライドの41ページでございます。こちらに、スマートシティの実現のまとめというのがありますでしょうか。こちらのほうに、今浜松市のスマートシティの取り組みの中では、再生可能エネルギーを使うというところで、これは浜松市、今自治体がエネルギー供給を、発電して行うというようなものでございますので、当然ながら、それと合わせて民間活力を活かした地産地消エネルギーシステムというものを目指しているというところでございます。その中での取り組みといたしまして、1つは地元のエネルギー産業に対する出資などでエネルギーなどを産出して安定的なエネルギーを供給するということ、また、その他の取り組みといたしましては、省エネルギーの推進だとかこういった環境負荷の軽減ですとか、あとはエネルギーを効率よく使ったエネルギーコストの低減というものもございませう。これは太陽光発電など自然エネルギーによる発電というのがなかなか電力をためておくというのが非常に難しいというところがございます。例えば一般家庭なんかでは夏の昼間が電力消費のピーク時間なのに対して、生産を行っている工場だとかそういった産業分野ではそういったピーク時というのをある程度ならす、あるいは調整するというようなところも可能だということで、結局地域で電力の負荷をバランスよく保つことによって、エネルギー消費の平準化を図ったりですとか、こういったところで効率的な利用で運用いたしますと、電力の無駄やコストも省けるというところで、エネルギーのコストの低減につながるというような一般的なエネルギーコストの低減というものの、地域の面的な、効率的な利用というのは、これはいろいろな自治体でも行われてはおりますけれども、浜松市の中では自分のところで太陽光による発電を行って、それを自分の自治体の中で効率よく運用してエネルギーコストの削減を図っていこうというような取り組みになっていると考えられます。

○たけうち委員長

詳しくありがとうございます。

○中村都市環境部長

続きまして、名古屋でございます。短く。

名古屋の堀川納屋橋界隈の水辺の利活用というところでございます。こちらは水辺活用事業の概要とイベントの実施状況、こちらについてご説明をさせていただきます。カラー版の資料をご覧ください。

1枚目のほうに納屋橋のにぎわいと書かれたところに記載がございますけれども、河川敷の敷地の利用実行委員会が、親水広場や遊歩道でのイベントを開催したい方を募集して、河川敷地の利用により潤いと活気のある水辺空間を創出し、魅力あるまちづくりを目指す、こういうものだということでござい

ます。各いろいろなイベントを募集いたしまして、それで地域の方がオープンカフェとか物産展、あるいはコンサートだとかこういったものの企画をして、その河川敷の使用について申し込みをしていろいろなイベントを行うというようなものでございます。この1ページ目にオレンジ色で事業の仕組みと書かれたところがあるのですが、公益財団法人なごや建設事業サービス財団というところが、河川の敷地の占有者、占有者という部分になりまして、河川敷地の利用実行委員会というものを構成して運営をしているということでございます。

ページをおめくりいただけますでしょうか。次のページが今申し上げましたサービス財団のホームページというところでございます。こちらにいろいろとイベントなどが書いてありますけれども、ページをおめくりいただきまして裏側を見ていただきますと、左半分にエリアマップとそれから右側に主な開催イベントというのが書かれてございます。こちらはなやばし夜イチですとか堀川フラワーフェスティバル、ウォーターマジックフェスティバルやナヤマルシェというような、これはカフェだとかあるいはライブパフォーマンス、お酒の販売ですとか。フラワーフェスティバルというのは、ハンギングバスケットという、お花を入れたバスケットを製作して、これを川の沿道、遊歩道にぶら下げると、そんな取り組みをやっているということでございます。この下のほうに、使用用途の条件ということで、地域の方々がイベントを行うというもの、地域の限定というものがございます。それ以外に、主催者を限定しないイベントなども一定のルールに基づいて運営されているといったところでございます。

それから、その下が料金表ということで、左側半分のほうがイベントが行われるイラストの地図ということでございます。これが堀川の地図でございますけれども、このイラストの位置的には左側、これは上が北ですので、西側のほうに名古屋駅がすぐ近くにある。この川を南のほうに下っていきますと名古屋港、それから伊勢湾に続く川、と続いております。こちらも昔は材木を置いておく貯木場、木場になっていたということで、川を利用した貯木場になっていたということで、それが貯木場がなくなったところを埋め立てて遊歩道、広場ができたということで、そこでいろいろとイベントが行われるというところでございます。

○たけうち委員長

どうもありがとうございました。

それでは、具体的な事業の内容等については、それぞれ現地で質問してご確認をいただきたいと思いますが、視察先で特に調査したい事項等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○安藤委員

浜松市内ではないですが、浜岡原発が近くにあると思うのですが、今、浜岡原発がどういうふうな状況になっていて、今回スマートシティというところとの事業のかかわりというのか、そこら辺をちょっと一緒にやはりまたその状況を聞かせていただきたいなと思います。

○たけうち委員長

原発の状況ね。わかりました。

あとは、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

特に最初の神戸のほうは施設になっていますので、市の職員というよりは施設の方で。また、昔品川の議会で語り部の方が来たこともありまして。多分皆さんも何度か行ったことがある方もいらっしゃるかもしれない。非常にいいところだと思います。

あと、名古屋のほうは舟運事業で各エリアで事業担当が異なっているため、概要の説明は可能なものだけれども突っ込んだ質問に対応できない可能性がある。ちょっと行ってみないとわからないですけども。品川の水辺のところとの関連もありますので。あとは現地でご確認ということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

ありがとうございました。それでは、現地で活発な調査、質疑等をして、実りある行政視察にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、行政視察の報告書につきましては、例年どおり視察後の直近の委員会閉会后に委員各自からの感想を出し合っただき、その議事録をもって報告書にしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、行政視察についてを終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を開会いたします。

○午後4時35分閉会